

アメリカにおける補助犬などの動物に 対する差別禁止政策とその法理

中 川 純

1. はじめに

アメリカ合衆国では、障害者に対する差別禁止について、障害を有するアメリカ人法 (Americans with Disabilities Act, 以下 ADA)、公正住宅法 (Fair Housing Act, 以下 FHA)、航空アクセス法 (Air Career Accessibility Act, 以下 ACAA)、リハビリテーション法 (Rehabilitation Act) などの連邦法、そして各州の差別禁止法などが規定している。それらの規則および解釈は、補助犬をふくむ障害者に支援を提供する動物 (以下、「補助犬」または「補助犬などの動物」とする) に対する差別を禁止の対象としている。レストランやカフェなどでも犬の同伴を認めているケースが多く、街角でそのような光景をみかけることも珍しくないが、障害者が補助犬を同伴しようとするとき、店舗側からサービスを拒否されたり、注意を受ける例は少なくない。

たとえば、ノースウェスト ADA センターに相談がもたらされているケースには以下のようなものがある。第1に、補助犬を同伴してバーに入店しようとしたところ、従業員から「食品を提供する店内に犬を持ち込むことは衛生法に違反する」と告げられ、入店を拒否されたという例である。第2に、障害により犬を抱くことできないため、大型のスーパーマーケットで買い物をするために小型の補助犬をショッピングカートに入れようとしたところ、従業員から「犬はショッピングカートに入れず、歩かせるか、抱くように」と告げられた例である。第3に、医療機関の待合室および処置室などに補助犬を同伴させるために受付で特別な書類への記入を求められた例などである¹⁾。

1) Interview with Ms. Mell Toy, Northwest ADA Center (August 30th, 2019).

ワシントン州人権委員会が受け付けた補助犬に対する申立事案として以下のようなものがある。第1に、盲導犬を連れた視覚障害者が、処方箋薬を購入しようとしたところ、それを拒否された例である。第2に、カリフォルニア州からワシントン州スポケーン市に来た障害者が補助犬を連れてホテルを利用しようとしたところ、宿泊利用を拒否された例である。第3に、トラック運送業の会社で働く糖尿病の患者が血糖値探知犬を職場に同伴したいと申し出たところ、拒否された例である²⁾。

補助犬ユーザーが実際に経験した例としては、以下のようなものがある。第1に、筋肉が衰退する難病に罹患しているA氏が、介助犬を同伴して、ディスカウント量販店チェーン店に買い物にいったときに、マネージャーから入店を拒否され、その後交渉により入店が許可されたものの、「食品のところは近づかないように」と告げられた例である³⁾。第2に、視覚障害を有し、盲導犬ユーザーである学生B氏が、ホテルやタクシーの利用時にサービスの提供を拒否された例である⁴⁾。

上記の例は、補助犬に対する理解不足や衛生面への懸念に基づくものであると考えられるが、別の問題もある。アメリカでは、障害者を支援する動物を認定・証明する公的な制度（たとえば、日本や台湾のような補助犬の「認定」制度⁵⁾）

2) Interview with Ms. Sharon Ortiz, Washington State Human Rights Commission (August 27th, 2019).

3) Interview with Ms. A (August 26th, 2019). インタビューに関しては、Ms. Elena Safariants, DSHS/ALISA, Washington State Government の協力を得ておこなった。

4) Interview with Ms. B (August 29th, 2019). B氏へのインタビューに関しては、Ms. Susan Kas (Attorney), Director of Community Inclusion and Services Program, Disability Rights Washington, にご協力いただいた。B氏によれば、ホテルやタクシーからサービス拒否を受けた際、盲導犬の訓練機関が発行する「盲導犬証明カード」が店舗やホテルなど姿勢を変えることに非常に有効であるという。B氏は視覚障害者であるため、彼女の犬が盲導犬であることを口頭で伝えることができるが、それよりも1枚のカードが店舗などの姿勢を変化させることについて効果が大いことは非常に皮肉であると述べていた。

5) 日本の補助犬法に関しては、中川純「わが国の補助犬政策：その特徴と課題」『週刊社会保障』3076号（2020年）48-53頁、台湾の補助犬制度に関しては、同「台湾における補助犬政策と実務」『中京法学』54巻3・4号（2020年）185-210頁、を参照のこと。

が存在しないため、各法律が、差別禁止の対象として、多様なタスクを実行できる補助犬⁶⁾または多様な動物⁷⁾を容認している。そのため、店舗オーナーなどが障害者を支援する動物か否かを識別することが困難となり、同伴を認めるか否かに関連してトラブルが生じている。とりわけ、ペットをエモーショナルサポートアニマル (emotional support animal, 以下 ESA)⁸⁾として店舗などに同伴しようとするというトラブルが頻発しており、社会問題となっている⁹⁾。

本稿は、第1に補助犬などの動物に対する同伴・同居拒否を禁止する差別禁止法制を概観することを目的とする。日本のような公的「認定」制度を有しないアメリカにおいて、上記の法律が、補助犬などの動物の適格性についてどのように規定しているかについてあきらかにする。また、トラブルの原因となっている ESA の取扱いについても紹介する。第2に、補助犬などの動物に対する差別禁

6) アメリカの ADA は、後述のように、差別禁止の対象として、犬とミニチュアホースのみを認めている。ただし、サービスアニマルとしてのミニチュアホースの数は極めて少ないといわれており、サービスアニマルのほとんどが犬となっている。障害者に対する支援の内容からみると、盲導犬、聴導犬、介助犬（日本および台湾では、この三種のみを補助犬として差別禁止の対象としている）に加えて、血糖値探知犬、てんかん発作探知犬、薬の時間を知らせる犬、心理支援犬 (PSA) など訓練を受け、特定のタスクを実行できる犬が知られている。また、法律によっては、精神障害の症状を緩和する犬も補助犬とみなされることがある。アメリカ全体での補助犬の数は、1万5千から4万5千頭（2013年）(Veronica Morris (Psychiatric Service Dog Partners), Letter to “Wisconsin Department of Health Services, Office of Family Care Expansion,” August 25, 2014, <https://www.psychdogpartners.org/wp-content/uploads/2014/08/PSDP-Wisconsin-Medicaid-SD-Benefit-Comments-082514.pdf>) といわれている。

7) 差別禁止の対象となる動物の種類についてみると、ADA では犬やミニチュアホースに限定しているものの、法律によっては猫、鳥、猿なども認められている。

8) ESA は、概していえば障害者の症状や状態を改善するために快適さを提供する動物とすることができる。それゆえ、かつては ESA であることが同伴を正当化する理由とされた。しかし、ADA の改正によって、ESA は、個別の訓練を受けておらず、特定のタスクを実行できない動物とされることとなった。したがって、現状で ESA は、PSA（心理支援犬、後述）との峻別により、通常は単に同伴を目的とする動物とみなされている。C. W. Von Bergen, *Emotional Support Animals, Service Animals, and Pets on Campus*, *Administrative Issues Journal: Connecting Education, Practice, and Research* (Spring 2015), Vol. 5, No. 1: 15–34, at 21–22.

9) アメリカでは、ペットを ESA と偽って同伴を求めることによって発生するトラブルを、「エモーショナルサポートアニマル詐欺 (ESA fraud、以下『ESA 詐欺』)」と呼び、ニュース番組などでも取り上げられている。

止法をめぐる裁判例の検討をおこなう。裁判所は、ペットの同伴や同居を禁止する店舗などの利益と、日常生活をおこなうために必要な補助犬などの動物を同伴する障害者の利益が衝突する中で、差別禁止法理に基づく調整を図っているが、その内容を検討する。同伴時の店舗側の対応のあり方、同伴・同居を求める補助犬の適格性などをめぐる問題を中心として、どのように法理が発展してきたかをみていく。

2. アメリカにおける補助犬に対する差別禁止規定

(i) 障害者を支援する動物の呼称と分類

アメリカの差別禁止法などは、補助犬などの動物の同伴・同居に対する差別を事実上禁止している。しかし、差別禁止の対象となる補助犬などの動物を示す用語は法律ごとに規定されており、統一されていない。ADA や ACAA では適用対象となる動物をサービスアニマル (service animal) という用語を用いている。一方、FHA ではアシスタンスアニマル (assistance animal) としている。州の法律で採用される補助犬などの動物の呼称もそれぞれ異なっている。

補助犬などの動物の用語法や定義も、法律ごとで異なっている。たとえば、ADA の用語法では、障害者を補助し、支援し、サービスを提供する動物としてアシスタンスアニマルを最広義の概念とし、その中にサービスアニマルや ESA が含まれている。しかし、ADA の差別禁止の対象となるのはサービスアニマルだけとなっている。

ADA は、コンフォートアニマル (comfort animal) や ESA をペットとみなして差別禁止の対象からはずしているが、障害者に必要とされるサイキアトリックサービスアニマル (psychiatric service animal, 以下 PSA, 心理支援犬)¹⁰⁾な

10) PSA は、心理面で問題をかかえる障害者の症状や状況を改善するために訓練を受けた動物をいう。具体的には、不安症や幻覚の察知、繰り返しの行動や自傷他害行為などを知らせること、薬の時間を知らせること、ストレスのかかった状況で寄り添うこと、などである。ADA からすれば、ESA との違いは、個別に訓練を受けているか否か、特定のタスクを実行できるか否かとなる。しかし、訓練は障害者個人によって行うことも可能であり、タスクをどの程度実行できるかに関する到達点が決められているわけではないため、ESA との境界線はあいまいなものにならざるをえない。

どは差別禁止条項の適用対象とする余地が残されている。また、FHA は、医師などの証明がある場合には ESA の同居を認めている。したがって、差別禁止法における、障害者の精神安定を促す動物の位置づけは法律ごと、また支援の内容によって微妙に変化する。

以下では、補助犬などの動物に関する用語について、それぞれの法律で用いられている用語法にしたがい、表記する。裁判例では、特に FHA の事案でサービスマニマルとアシスタンスアニマルという用語が混同されている場合があるが、原則として裁判所が用いている表現を用いることとする。

(ii) ADA における補助犬に対する差別禁止規定

ADA は、その第 II 編において、「適格性を有する障害者が、その障害を理由として、公的機関のサービス、プログラムまたは活動の利益への参加を拒否又は否定されてはならない、またはそのような機関による差別を受けてはならない¹¹⁾」と規定している。そして第 III 編において、「いかなる個人も、障害に基づき、公に供される民間サービス (public accommodation) の場所を所有し、賃貸 (賃借) し、運営する個人によって、公に供される場所での商品、サービス、施設、特権、利益または宿泊に関して、完全及び平等な享受について差別されてはならない¹²⁾」と規定している。要するに、ADA は、障害に基づき、第 II 編では公的機関や公共交通機関が提供するサービスを拒否すること、第 III 編では民間の機関が公に提供する場所に入場することやサービスの提供を拒否することを、差別としている。

ADA は、上述のように、障害に基づく差別を禁止しているものの、サービスアニマルを利用することや同伴することを独立した差別禁止事由としていない。また、サービスアニマルに対する差別禁止と差別禁止事由としての「障害」との関連性も条文上は明確ではない。しかし、第 II 編の規則は「公的機関は、障害者によって利用されるサービスアニマルを認めるようにその方針、実務、手続を変更しなければならない¹³⁾」としている。また、第 III 編のテクニカルアシスタ

11) Sec. 12132.

12) Sec. 12182 (a).

13) §35.136 (a).

ンスマニュアルは、「公に供される場所」は、「サービスアニマルの利用を認めることが公に供される場所を基本的に変更することにならない限り、また安全な運営を妨げることにならない限り、障害者によるサービスアニマルの利用を認めるかたちで方針を変更しなければならない¹⁴⁾」としている。これらによれば、ADA 第 II 編および第 III 編は、公的機関、公共交通機関、レストラン、ホテルなどが、サービスアニマルの同伴を認める合理的配慮を提供することを義務づけているといえる。そして、適格性を有する補助犬の同伴を認める合理的配慮を理由なく拒否するときに ADA 上の差別が成立する。

差別禁止の対象となるサービスアニマルの定義として、ADA の規則は、以下のように定めている。

「サービスアニマルとは、身体的、感覚的、心理的、知的障害またはその他の精神障害を含む、障害を有する個人の利益のために作業をおこない、またタスクを実行するよう (to do work or perform tasks for a person with disability) に個別に訓練された (individually trained) 犬をいう。その他の種類の動物は、野生か、飼われているか、または訓練を受けているかいないかを問わず、本定義の目的においてサービスアニマルではない。サービスアニマルによって実行される作業またはタスクは、その個人の障害に直接的に関連するものでなければならない。その作業やタスクの例には、以下に限定されるわけではないが、全盲または視覚障害者に道案内をすることやその他のタスクを実行するために支援すること、聴覚障害者に人の存在や音を知らせること、非暴力的な保護や救助を提供すること、車いすを引くこと、発作中の個人を支援すること、アレルギーの存在を知らせること、薬や電話のような物を拾うこと、移動障害を有する個人にバランスや安定性をもたらすために身体的サポートや補助を提供すること、精神または神経系の障害を有する個人が衝動的かつ有害な行為に及ぶことを防ぎ、遮ること、などがある¹⁵⁾」

この定義のポイントは、①サービスアニマルが犬に限定されていること（ただし、ミニチュアホースが例外的に認められている¹⁶⁾）。②障害者のために「作業をお

14) ADA Title III Technical Assistance Manual, III-4.2300.

15) 28 C. F. R. § 35.104.

16) 28 C. F. R. 35.136 (i). ミニチュアホースが認められた背景には、犬の試用期間が

こない、またはタスクを実行するよう」、「個別に訓練された」犬であることである¹⁷⁾。「作業をおこない、またはタスクを実行する」とは、当該犬が、障害者を支援することが必要とされるとき、特定の行為をおこなうよう訓練されていることを意味する。「個別に訓練された」犬であることについては、専門の訓練機関による訓練を受けていることを必ずしも意味しない。補助犬の適格性を判断するにあたって、政府機関または公に供される場所を所有、管理する事業体は、上記の2つの質問しかできないこととなっている。また、ADAの2008年の改正によって、事業主は、サービスアニマルを同伴する障害者に対し、訓練を受けた証明や免許などの書類を求めることはできない¹⁸⁾こととなった。

ADAにおけるサービスアニマルは、上述のように、専門訓練機関によって訓練された盲導犬、聴導犬、介助犬に限定されない。さらに、サービスアニマルに関する公的な認定・証明制度もない。つまり、専門訓練機関によって訓練されたわけではない多様な機能を担う犬が、差別禁止法の対象となる。このような定義のために、ペットとサービスアニマルとの区分が困難になり、障害のない個人がこの定義を、ペットを持ち込む際の言い訳にするケースが頻発した。そこで、DOJは、「感情コントロール支援、快適さ、セラピー、同伴、セラピー的な利益を提供する機能、または感情的なウェルビーイングを向上させる機能しか有しない動物は、サービスアニマルではない」という方針に変更した¹⁹⁾。

政府機関または公に供される場所を所有、管理する事業体は、犬が暴れだし、飼い主が制御できないとき、または指定の場所以外で排泄する場合には、その場から退去させられる²⁰⁾。サービスアニマルは、飼い主のコントロールの下に置かれていなければならない。犬をコントロールするために、飼い主は自らの障害のため利用できない場合、またはそれらの利用がサービスアニマルの安全、または

8～10年程度であるのに対し、ミニチュアホースは30年で長期利用できることがあったといわれている。

17) 28 C. F. R. § 36.302 (6); 28 C. F. R. § 35.136 (f).

18) 28 C. F. R. § 36.302 (c) (6); 28 C. F. R. § 35.136 (f).

19) See, Disability Rights Section, Civil Rights Division of DOJ, *ADA 2010 Revised Requirement: Service Animal* (2010 Standards) at p. 2, https://www.ada.gov/service_animals_2010.htm.

20) 28 C. F. R. § 36.302 (c) (2) (i) (ii); 28 C. F. R. § 35.136 (b) (1) (2).

業務またはタスクの効果的なパフォーマンスの妨げになる場合を除いて、ハーネス、鎖、リードなどを利用しなければならない。ただし、コントロールの方法には、声、シグナルまたは他の効果的な手段も含まれる²¹⁾。もし犬を適正に退去させた場合には、障害者に対して、サービスアニマルなしで商品、サービスの購入、宿泊施設の利用を認めなければならない²²⁾。

政府機関または公に供される場所を所有、管理する事業体は、障害を有する個人が「第三者の健康や安全に直接的な脅威となる」とき、そのサービス、プログラムおよび、または活動へのアクセスを認めないよう求めることができる²³⁾。これはサービスアニマルを利用するときにも適用される。「直接的な脅威」は、第三者の健康および安全に対して、政策、実務または手続きの変更によって、または補助的な支援またはサービスの条項によって排除されえない重大なリスクのことをいう²⁴⁾。「直接的な脅威」か否かは、現代の医学的見識または有効な客観的な証拠に依拠する合理的な判断に基づき、個別のアセスメントによりおこなわれなければならない。個別のアセスメントの内容は、第1に公的または私的な事業体に対する、危険の性質、期間、重大さ、第2に潜在的な損害が現実的に発生しうる可能性、第3に政策、実務または手続きの合理的な変更、補助的な支援またはサービスの条項がリスクを軽減するか否か、となっている²⁵⁾。

また、ADA 第 III 編は、「合理的な変更を講ずることが、公に供される商品、サービスまたは場所の性質を根本的に変更することを適用事業体が立証しない限り、そのような変更の失敗」が、差別となるとしている²⁶⁾。これによれば、サービスアニマルを同伴すること（合理的配慮）が事業やサービスなどの「性質を根本的に変更する」場合には、差別にはならないこととなる。

(iii) 病院におけるサービスアニマルの取扱い

病院で、患者または医師などの労働者がサービスアニマルの同伴を求めること

21) 28 C. F. R. § 36.302 (4); 28 C. F. R. § 35.136 (d).

22) 28 C. F. R. § 36.302 (c) (3); 28 C. F. R. § 35.136 (c)

23) 28 C. F. R. § 36.208 (a); 28 C. F. R. § 35.139 (a)

24) 28 C. F. R. § 36.104; 28 C. F. R. § 35.104.

25) 28 C. F. R. § 36.208 (b); 28 C. F. R. § 35.139 (b).

26) 42 U. S. C. § 12182 (b) (2) (A) (ii).

があるが、病院ではより厳格な衛生管理が求められるため、トラブルが発生することがある。

2010年のADA規則においてDOJは、以下の内容を確認している。医療現場への同伴に関する原則として、「医療機関は、問題がない限り進入が認められる施設のすべてのエリアで、障害者がサービスアニマルを同伴することを認めなければならない」としている。しかし、人獣共通感染症に感染する可能性を排除するという観点から、例外が設けられている。DOJは、医療機関においてサービスアニマルを利用することについて、アメリカ疾病予防管理センター（Centers for Disease Control and Prevention, 以下CDC）のガイダンスに従うとしている。CDCのガイダンスは、手術室や火傷処置室のような一般的に感染管理をおこなう立ち入り制限エリアでサービスアニマルを排除するのが適切であるとしている。したがって、受付エリア、救急処置室、通院および入院エリア、検査室および診察室、クリニック、リハビリテーションセラピー室、食堂および自動販売機エリア薬局、トイレなど、医療従事者、患者、その他の個人が特別の許可なく立ち入れる場所については、サービスアニマルを同伴できると解されている。

(iv) FHA（公正住宅法）における補助犬に対する差別禁止規定

FHAは、住宅の貸主や管理委員会などに対して、民族、肌の色、国家の起源、性などを理由として差別を禁止する連邦法である。1988年の改正によりその差別禁止事由に障害（handicapped）が追加されている。FHAの下での障害は、ADAと同様に、主要な生活活動を相当程度制約する身体的または精神的損傷と定義されている。FHAは、差別禁止事由として補助犬などの動物の利用を独立した差別禁止事由として規定しておらず、補助犬などの動物に対する差別の禁止も法文上明確ではない。一方、FHAは、貸主や管理団体に対し「合理的配慮が、居住施設の利用、享受する平等な機会を借主に提供するために必要なとき、そのルール、方針、実務またはサービスに対しそのような配慮²⁷⁾を提供しなければならない」としている。この合理的配慮規定に基づき、貸主は、「ペット禁止ルール（no pet rule）」を設定していたとしても、そのルールを適用除外にして、障

27) 42 U.S.C. § 3604. (f) (3) (B).

害者が同居するアシスタンスアニマル (assistance animal) を入場、同居させる義務、またはペット料金 (pet fee) を徴収しない義務を負うとされている。

FHA におけるアシスタンスアニマルは、2013 年のガイダンスによって以下のように述べている。

「アシスタンスアニマルは、ペットではない。障害者の支援のために作業し、支援を提供し、タスクを実行する動物、または個人の障害の 1 つ以上の症状または影響を緩和するエモーショナルな支援を提供する動物である。(略) 合理的配慮の要請という目的に対し、FHA およびリハビリテーション法 504 条は、アシスタンスアニマルに個別に訓練されていることや証明書が付されていることを求めている²⁸⁾。」

FHA 上のアシスタンスアニマルは、第 1 に犬に限定されない。猫、鳥などその他の動物も認められうる²⁹⁾。第 2 に、専門訓練機関によって訓練を受けている必要もない。第 3 に、障害の症状を改善する ESA を含むものである³⁰⁾。FHA 上のアシスタンスアニマルの例としては、発作の予兆を知らせる猫、うつや不安症状を和らげる犬、ストレスに起因する痛みを緩和する猫、来客などを知らせる鳥などがある。犬種、体重制限もアシスタンスアニマルには原則として適用されない。ただし、アシスタンスアニマルであることを医師やセラピストによる証明書類などによって示すことが必要となる。FHA のアシスタンスアニマルは、ADA よりも広いと考えられるが、ペット全般を合理的配慮として幅広く認めているわけではない。

28) *Service Animals and Assistance Animals for People with Disabilities in Housing and HUD-Funded Programs*, U.S. Department of Housing and Urban Development, FHEO Notice: FHEO-2013-01, April 25, 2013, at p. 2/10).

29) *Ibid.* at p. 1/10.

30) *Ibid.* at p. 6/10.

(v) ACAA（航空アクセス法）における補助犬に対する差別禁止規定

ADAは空港内において適用されるものの、航空運輸に関しては適用されない。航空機内における障害者に対する差別の禁止に関しては、ACAAが規定している。ACAAの規則は、航空会社に対するサービスアニマルの差別禁止に関して規定している。航空会社は、「障害を有する顧客に同伴するサービスアニマルを許可しなければならない³¹⁾」としている。さらに、「サービスアニマルが搭乗員や航空機で旅行する乗客に危害を加える、または困らせる可能性があるという理由でサービスアニマルの同乗を拒否してはならない³²⁾」としている。ただし、「直接的脅威 (direct threat) となる安全上問題が証明されたときのみ、アクセスの制限が正当化される³³⁾」。

ACAA規則は、航空機の客室内に同伴できる動物について、犬、猫、ミニチュアホースとしているが、犬種で一律に排除すること、またそれら以外の動物についてもその種類で一律に排除することは規則に違反するとしている。ただし、例外として、蛇やその他の爬虫類、フェレット、げっ歯類は一律に排除ができたこととなっている³⁴⁾。動物の体重の制限も一律に決められていない³⁵⁾。ミニチュアホース、豚、猿などのサービスアニマルとして一般的でない動物については、航空会社が客室に入ることを妨げる要因があるか否かを決めて、対応しなければならないこととなっている。たとえば、その動物が重すぎる、大きすぎることから客室内に入れるのか否か、他の乗客の健康や安全にとって直接的脅威となるか否か、客室でのサービスの重大な妨げになるか否か、外国の到着地において禁止

31) 14 C.F.R. § 382.117 (a).

32) 14 C.F.R. § 382.117 (a) (1).

33) 68 Fed. Reg. 24,877 (May 9, 2003).

34) *Final Statement of Enforcement Priorities Regarding Service Animals*: No. 1, at 25. 「サービスアニマルに関する優先的施行最終報告書 (Final Statement of Enforcement Priorities Regarding Service Animals, 以下 Final Statement or FS) (FS, 2019), <https://www.transportation.gov/sites/dot.gov/files/docs/resources/individuals/aviation-consumer-protection/345426/final-enforcement-policy.pdf>、は、交通省 (DOT) が、航空機内でのサービスアニマルの輸送に関し、法施行の重要なポイントを公に知らせることを目的としたものである。FSは、航空機内におけるサービスアニマルの種類・血統の制限、証明書類、事前告知、管理方法などについて述べたものである。

35) FS: No. 3, at 26.

されるか否か、などを航空会社はその裁量に基づき判断することとなる。動物の年齢に関しても、一律の制限はない。同乗させようとする動物が、訓練するには幼すぎることも問題とならない³⁶⁾。客室内に同伴できる数は、ESA1匹を含めた計3匹を超えないようにしているが、一律の制限はおこなわれていない³⁷⁾。飛行時間が長いことを理由として航空会社が一律に同乗を拒否することはできない。ただし、航空会社は、飛行時間が8時間以上の場合には、48時間前に同乗を知らせること、一般の乗客の搭乗時刻の1時間前に搭乗手続きを完了すること、搭乗中に同乗する動物が用便をしない旨または健康や衛生上の問題なく用便をおこなうことが可能である旨を示す文章を提出させること、を求めることができる。また、国際線において認められるのは犬に限定されるとしている³⁸⁾。

ACAA上のサービスアニマルであるか否かを判断する上で航空会社は、「IDカード、その他の証明書類、ハーネス、タグまたは障害者の信用できる証言を受け入れることができる³⁹⁾」。ただし、「障害者の証言が信用できない場合を除いて、サービスアニマルの同乗を認めるための条件として証明書類を求めてはならない⁴⁰⁾」こととなっている。しかし、この条項は、裏を返すと、事情次第で質問をすることや文章提出を求めることが可能であると解されている。また、航空会社が、乗客の障害が不明の場合には、動物の必要性に関して限定的な内容の質問ができるとしている。その動物がたとえハーネス、ベスト、タグを付けていても質問が可能である⁴¹⁾。さらに、航空会社は、同乗させようとする動物が他の乗客の健康や安全に対する直接的な脅威となるか否かを判断する上で、予防接種、訓練、行動に関する文章が必要であることを信じるに足る合理的な理由がある限り、そのような文章をユーザーに提出させることができるとしている。また、航空会社は、ESAやPSAのユーザーに対し、各航空会社のウェブサイトにある医療申告書を提出することを求めることができる。ただし、航空会社は、ユーザーの主治医などの医療専門家によって書かれた、上記の要件のすべてに合致する文章を拒

36) FS: No. 4, at 26.

37) FS: No. 2, at 25.

38) FS: No. 5, at 26.

39) 14 C.F.R. § 382.117 (d).

40) 68 Fed. Reg. 24,876 (May 9, 2003).

41) FS: No. 6, 26.

否してはならない⁴²⁾こととなっている。これらの文章はゲートだけではなく、チェックインカウンターでもユーザーに提出を求めることができる⁴³⁾。

ACAA のサービスアニマルの定義は ADA よりも広く、またルールの適用に関しては航空会社にその裁量が委ねられている部分がある。このような事情から、乗客が航空機内に様々な動物を持ち込もうとするケースが頻発しており、トラブルが発生している。それを受けて、ルールは近年急速に厳格化の方向に向かっていく。2020 年以降に、ESA (PSA ではない)、動物の種類、大きさなどを制限する可能性があるといわれている⁴⁴⁾。

(vi) 州法におけるサービスアニマルに対する差別禁止規定：ワシントン州の例を中心に

障害者差別禁止に関連して補助犬に対する差別を禁止する条項に関しては、ADA、FHA、ACAA のような連邦法以外に、各州の差別禁止法も規定している。各州はそれぞれ立法権を有しているためサービスアニマルの定義、差別禁止の内容、差別禁止の名宛人などについて独自の規定を置くことができる。実際独自の内容を規定している州もある⁴⁵⁾が、多くの州では連邦法に準ずるような条項を規定している。

ワシントン州の例をみると、州の障害者差別禁止法 (Washington Law against Disabilities, WLAD) は、雇用、金融・保険取引、公に供される場所やアミューズメント施設、不動産取引などにおける障害者差別を禁止している。WLAD の差別禁止事由には、「精神または身体障害者」が規定されており、それ

42) FS: No. 7, at 26.

43) FS: No. 8, at 27.

44) Kelli Bender, *New Proposed Airline Rules Could Restrict Service Animals and Ban Emotional Support Animals*, People. com, January 23, 2020, <https://people.com/pets/dot-airline-rules-service-animals-emotional-support-animals/>.

45) 例えば、ネバダ州では、「サービスアニマル」について 3 種類の定義を置いているという。Thomas R. Cross *et al*, *A Comparative Study: Service Animals and Emotional Support Animals under the Fair Housing and the Americans with Disabilities Act: A Overview of Assistance Animal Laws of Select States*, (2010) at 24 (written by Joshua W. Newman and Jiajun Zhu, <http://publications.iowa.gov/20679/1/LegalArticleServiceAnimals.pdf#search=%27Zatopa+v.+Lowe%2>).

を理由とする差別を禁止している。これに加えて、1993年の改正で「障害者による、訓練を受けたドッグガイドまたはサービスアニマルの利用⁴⁶⁾」を理由とする差別を禁止している⁴⁷⁾。つまり、ワシントン州では、連邦法とは異なり、訓練を受けた補助犬を利用する障害者に対し公に供される場所への入場を拒否することが明文で禁止されている。

ワシントン州のサービスアニマルは、かつて「障害者の感覚的、精神的または身体的障害を支援または配慮する目的のため訓練された動物」と定義されていた⁴⁸⁾。したがって、裁判所は、支援のための「訓練」という要件にしたがって判断をおこなっていた。たとえば、ペット禁止の賃貸物件でサービスアニマルを合理的配慮として認めるように求めた事案⁴⁹⁾において、ワシントン州控訴裁判所は、支援のために「訓練されている」か否かを重視し、訓練を受けていない犬をサービスアニマルではないとした。このサービスアニマルの規定はWLADの差別禁止領域全般に適用されるものであったが、ADAとFHAなどの連邦法はそれぞれ異なった定義をおこなうようになったこともあり、特にFHAとの間で矛盾が生ずることとなった⁵⁰⁾。

2019年1月1日に、ワシントン州では、差別禁止法のサービスアニマルに関する条項を改正し、施行している。新しい定義は、適正なサービスアニマルか否かを判断するために、ADAと同様に2つの要件を明確にした。第1に、サービスアニマルとは、犬とミニチュアホースでなければならないこと、第2に、支援をおこなうために個別に訓練されていること、そしてサービスアニマルユーザ

46) ワシントン州の規定は、1993年には「ドッグガイド (dog guide) またはサービスドッグの利用」とされていたが、1997年に「ガイドドッグまたはサービスアニマルの利用」と修正された。また、ガイドドッグとは、「視覚障害者を導くために訓練を受けた犬、または聴覚障害者を支援する目的で訓練された犬」とされている (RCW49.60.040 (8))。

47) RCW49.60.010.

48) RCW 49.60.

49) *Timberlane Mobile Home Park v. The Human Rights Comm'n*, 122 Wash. App. 896, 95 P. 3d 1288 (2004). この事件については後述する。

50) Washington State Human Rights Commission, *Washington State Human Rights Commission Internal Guidelines on Investigation of Animals as Reasonable Accommodations in Housing: Policy Guidelines for Investigators* (2019).

一の障害に直接関連するタスクを実行できること⁵¹⁾、である。支援の例として、全盲または視覚障害者であるユーザーを導くこと、車いすを引くこと、発作中に補助をすること、アレルギーを察知すること、薬を飲む時刻や電話が鳴ったことを知らせること、などがある。このような犬である場合には、レストラン、小売店、ホテルなどは、その入場を拒否してはならない。レストランなどのオーナーは、入場の際に「障害のためにその犬が必要か?」、「どのような支援またはタスクについて訓練を受けているのか?」についてユーザーに確認することができる。ただし、サービスアニマルの支援の様子をみせることやサービスアニマルであることを証明することを求めてはならないこととなっている。サービスアニマルでない犬をサービスアニマルとして入場させた場合には、その個人には500ドルの罰金⁵²⁾が課せられる。さらにその場からの退去をさせることができる。このような改正の背景には、ESAなどをサービスアニマルとして公に供される場所への入場を求める例が増えてきているという事情がある。ESAを同伴しようとするときに発生する混乱、いいかえると同伴を求める犬に疑いがかけられることから、適格性を有する補助犬を同伴させづらくなる状況を改善するために、適正なサービスアニマルとそれ以外を区別する必要があった。

上記に加えて、法改正のもうひとつの目的は、FHAとの間で生じていた矛盾を解消することであった。「個別に訓練されている」というWLAD上のサービスアニマルの定義を、住宅または不動産の事案に適用しないとすることによって、FHAで同様の取扱いを可能にした。

3. 補助犬差別に対する情報提供と救済

(i) 補助犬の同伴拒否に対する対応方法

障害者が補助犬などの動物を同伴して店舗などを利用する場合、賃貸物件で同居する場合などにトラブルが発生している。このようなトラブルを未然に防ぐためには店舗オーナーや貸主などは補助犬などの動物の差別に関する正確な情報を得る必要がある。また、実際にトラブルが発生した場合でも、訴訟を提起する前

51) RCW49.60.040 (24).

52) RCW.7.80.120.

に、迅速かつ安価にそのトラブルが解決されることが望ましい。

そこで本章では、補助犬などの動物に対する差別に関する情報を提供している ADA センターの取組み、そして上記の各法律に基づく紛争処理の方法について述べることにする。紛争処理の方法は、各差別禁止法によって異なった方法が採用されている。

(ii) ADA センターによる情報提供

補助犬などの動物の同伴を理由として不利益を受けたと考える障害者は、ADA センター⁵³⁾へ情報照会することができる。ワシントン州を含む 4 州を管轄するノースウエスト ADA センターは、ワシントン大学 (University of Washington) に付設されている、ADA に関する情報提供機関である。ADA センターは、障害者差別事案などについて、ADA 等に関する情報提供をおこなっており、それにはサービスアニマルに関するものが含まれている。ただし、法的なアドバイスや紛争解決は、おこなってはいない。

サービスアニマルをめぐる紛争の防止や情報提供のため、ADA センターは、第 1 にサービスアニマルに関して頻出する質問に対する回答を示すパンフレット (Service Animals: Frequently Asked Questions) を作成し、サービスアニマルに対する理解を深めようとしている。第 2 に、サービスアニマルに関する事業者からの個別の相談に対する情報を提供している。サービスアニマルの同伴をめぐるトラブルとなった事業者が自発的に相談をもちかけてくることもあり、それらに対応している。第 3 に、サービスアニマルをめぐるトラブルを被った障害者の依頼に基づき、事業者に情報提供している。同伴拒否されたなどの障

53) ADA センターは、ADA の下で権利および責任を有する当事者、たとえば一般事業主、政府省庁、障害者に対し、法律に関する正確かつ有益な情報、ガイダンスおよび訓練を提供する機関である。National Institute on Disability, Independent Living, and Rehabilitation Research (NIDILRR) から資金提供を受けている。ADA センターは、Region 1 (New England), Region 2 (Northeast), Region 3 (Mid-Atlantic), Region 4 (Southeast), Region 5 (Great Lakes), Region 6 (Southeast), Region 7 (Great Plains), Region 8 (Rocky Mountain), Region 9 (Pacific), Region 10 (Northwest)、の 10 か所に設置されている。ノースウエスト ADA センターは、アラスカ州、アイダホ州、オレゴン州、ワシントン州の 4 州を管轄している。

害者の中には、後述する救済手続きよりも、サービスアニマルの同伴を拒否した業者に対し適正な情報を提供してほしいという希望を有する者が多く、センターは、差別か否かの判断なしに、トラブルとなった業者に対して情報提供をおこなっている。第4にサービスアニマルの同伴を拒否することが差別になることを説明する名刺大のカードを作成し、サービスアニマル同伴時にトラブルになったときに障害者が提示できるようにしている。第5に、ビジネスライセンスを交付する際の講習として障害者やサービスアニマルの同伴に関する説明をおこなっている。また、ADAセンターは、情報提供の一環として、障害者が差別に対し救済を求める意思を示す場合には紛争解決機関に関する情報を提供している⁵⁴⁾。

(iii) 補助犬などの動物をめぐるトラブルに対する紛争処理制度

補助犬などの動物の同伴を理由として差別を受けたと考える障害者は、公的な紛争解決方法により問題の解決を求めることが可能である。それには大きく6通りの方法がある（ただし、これらは、補助犬などの動物の同伴をめぐるトラブルに限定されるものではなく、差別に対する一般的な救済方法である）。

第1に、サービスアニマルの同伴を理由として雇用上の不利益を被ったと感じる障害者は、EEOCに対して申立てをおこなうことができる（ADA第I編）。申立期間は180日となっている。申立てがインテークされた中から差別的取扱いの蓋然性の高い事案がスクリーニングされ、書面化される。EEOCは、その書面を使用者に提示し、調査が開始されることを伝える。それに対して、使用者は10日以内にその件について回答をおこなうことができる。調査官の調査において差別の蓋然性が高い（差別の存在が確定しない段階）とされる場合には、インフォーマルな解決が図られる。また、調査官による調査の結果、差別があると考えられる場合にはコンシリエーションにより問題の解決を図る。ADA第I編の違反がないと考えられる場合、申立てに信ぴょう性がないと考えられる場合には棄却される。それが不調に終わった時には、EEOCまたは申立人が原告となり訴訟を提起することができる。申立人は、裁判所の提訴する前にEEOCの手続きを踏まないと訴訟を提起できないこととなっている。EEOCが申立てをイ

54) 以下の紛争処理機関への申立ては、ADAセンターを経由することなく、おこなうことが可能である。

ンテークする段階で、事案の性質から調査よりもメディエーションに付したほうがいいと判断した場合には、当事者の合意に基づき、メディエーションがおこなわれる⁵⁵⁾。

第2に、連邦政府および州政府、公共交通機関により、サービスアニマルの同伴に対し不利益取扱いを被ったと感じる障害者は、以下の省庁に申立てを提起できる(ADA 第II編)。申立先は、申立ての内容に応じて公共機関に財政支援をしている連邦政府の機関、第II編の申立てを調査するよう第II編の規則で指定されている8つの連邦機関(農務省、教育省、医療・人的サービス省、住宅・都市計画省、内務省、司法省、労働省、運輸省)、または司法省となっている。たとえば、公共交通機関に関しては運輸省(Office of Civil Rights, Department of Transportation (DOT))へ、教育に関しては教育省(Office for Civil Rights, Department of Education (DOE))へ提訴することとなる。申立てが複数の指定省庁にまたがる場合には司法省(Civil Rights Division, Department of Justice (DOJ))へ提訴をおこなうことができる。申立期間は、180日以内となっている。DOTやDOEなどの省庁は、申立てを受けると、調査をおこない、ADAに違反がある場合にはインフォーマルな方法で問題の解決を図る。また、DOJは、申立てを受理し、当事者である省庁に申立内容を照会し、問題の解決を図っている。自発的な問題解決が図れない場合には、DOJによって助成金の停止などの強制解決の方法をとることがある。申立人は、指定機関が違法な行為を認めるか否かに関係なく、いつでも訴権を行使できる⁵⁶⁾。

第3に、公に供されるサービス提供者により、サービスアニマルの同伴に対し不利益取扱いを被ったと感じる障害者は、DOJに申立てをおこなうことができる(ADA 第III編)。DOJは申立てを受け付けた後で調査をおこなう。DOJ

55) ADA 第I編のEEOCの手続きに関しては、所浩代『精神疾患と障害差別禁止法』(旬報社、2015年)203頁以下、長谷川珠子『障害者雇用と合理的配慮』(日本評論社、2018年)64頁以下、中川純『障害者差別禁止法の法的性質と現実的機能：救済と実効性の確保の観点から』日本労働法学会『労働法学会誌』118号53頁(2011年)、59-60頁、中川純研究代表『障害者の社会参加推進に関する国際比較調査研究調査報告書(以下、『調査報告書』)』(WIPジャパン、2009年)68頁(中川純執筆分)、などがある。

56) 中川、上掲『調査報告書』、70頁。

は、第 III 編の適用を受ける公に供される場所また商業施設が、第 III 編違反の「実務 (pattern & practice)」を採用している場合、第 III 編の差別が公共的な観点から重大的な問題を提起している」場合に、連邦地方裁判所に民事訴訟を提起できる。DOJ によって提訴された事案は、差別の原因となる法違反を除去するため裁判所にもたらされる。また、最初の第 III 編違反には 5,000 ドル、次の違反には 1,000 ドルを上限とする制裁金を課することができる。ただし、差別を受けた被害者は、第 III 編に基づき裁判所に金銭賠償を請求できる旨は規定されていない⁵⁷⁾。

第 4 に、ADA 第 II 編・第 III 編の申立ては、事案の内容によって、ADA メディエーションプロセスに移行し、紛争の解決が図られる（ただし、その移行には当事者の合意が必要となる）。このメディエーションのケースは、Key Bridge Foundation for Education and Research（以下 KBF）が一括して受理する。KBF は、全米から寄せられる紛争について、申立人などが住む地域に近いエリアのメディエーターを指名し、そのメディエーターがメディエーションをおこなう⁵⁸⁾。

第 5 に、ADA の仲裁プロセスを利用する方法である。ADA 仲裁は、仲裁人が紛争に関して当事者の言い分を聞き、仲裁案を提示し、当事者がそれに合意を与えることによって解決を図っている⁵⁹⁾。

第 6 に、補助犬などの動物の同伴・同居を拒否された（FHA や州の差別禁止法に違反すると考えられる）場合には、州の人権委員会に申立てをおこなうことができる。ワシントン州を例にすると、ワシントン州差別禁止法や FHA に違反する申立機関はワシントン州人権委員会（Washington State Human Rights Commission）である。差別禁止の申立期間は、原則として 6 か月であるが、住宅に対する差別については 1 年間となっている。差別の申立ては、オンラインまたは事務所でおこなうことができる。申立ては、A タイプ、B タイプ、C タイプに分けられる（スクリーニングプロセス）。A タイプは、証拠があり差別の蓋然性が高いもの、C タイプは、証拠がなく、差別の可能性が低いものである。B

57) 中川、上掲『調査報告書』、71 頁以下。

58) 中川、上掲『調査報告書』、75 頁以下。

59) 中川、上掲『調査報告書』、77 頁。

タイプはその中間となる。Cタイプの申立ては、審査の後、その可能性がないと判断された場合には棄却される。Aタイプ、Bタイプの申立ては、調査がおこなわれ、差別の可能性がある場合にはその経過途中でインフォーマルな解決が図られる。調査の結果、差別に対する理由がない場合には棄却される（その後本人が訴訟を提訴することは可能である）。一方、理由がある場合には、調停が実施される。そして、調停による解決が図られるか、使用者がそれに同意しない場合には検察官が提訴することとなる。差別の申立ては、州都オリンピア市にある本部、シアトル市およびスポケーン市の支部、その他（労使紛争の調査担当局）で受け付けられる⁶⁰⁾。

その他に、FHAの下でアシスタントアニマルの同居をめぐる紛争に関して民間の紛争解決機関を利用する方法がある。FHAを管轄するHousing and Urban Development（アメリカ合衆国住宅都市開発省、以下HUD）は、州による公的紛争解決手続きを利用できない場合に利用できる紛争解決手続きを有しているが、建築上の重要な問題のみにしか適用されない。

4. サービスアニマルに対する民間企業によるサービス拒否をめぐる判例法理（ADA 第 III 編）

(i) ADA 第 III 編における合理的配慮の法的判断の枠組み

店舗などのサービスアニマルの同伴拒否ルールに対する合理的配慮の拒否を差別として立証するために、原告は、第1に、ADAの下で定義される障害を有していること、第2に、被告が公に供されている場所を所有、賃貸していること、第3に、被告が不利益を負わせた（顧客の障害に基づきサービスアニマルまたは顧客に対する入店を拒否した）こと、第4に、被告が顧客の障害に合理的配慮を講じなかったこと、について一応の証明をおこなわなければならない⁶¹⁾。第

60) Washington State Human Rights Commission, *supra* note 2. 州都であるオリンピア市には12名の調査官がおり（リーマンショック時に半減されたため、今後補充する予定）、シアトル市、スポケーン市には3名、その他地は1名配置されている。

61) *Rose v. Springfield-Greene County Health Department*, No. 6-8CV03292, 2009 WL 3461296 at 7 (W.D. Mo. 2009).

4の要件に関し、原告は、当該犬などが「個別に訓練されている」こと、「タスクを実行できる」ことを証明することが求められる。それに対し、被告は、当該犬がサービスアニマルでないこと、また合理的配慮が「第三者の健康や安全に直接的な脅威となる」こと、またはサービスなどの「性質を根本的に変更する」ことなどを反証する。

ここでは、サービスアニマルの確認方法と適正な資格要件、サービスの性質の根本的な変更、訴えの利益、直接差別による損害賠償請求に関して裁判例をみていくこととする。

(ii) ADA 第 III 編のサービスアニマルの適格性の確認

ADA では、障害者がサービスアニマルを同伴してレストランやスーパーマーケットなどに入場しようとする場合、そのオーナーなどは、その犬またはミニチュアホースが「個別に訓練されている」か、障害者を支援するための「タスクを実行できる」かをたずねることが許されている。2つ内容について確認をおこなう際にトラブルが発生することがあり、その方法が妥当であったかが争点とされることがある。

訓練中と主張されるサービスアニマルの適格性の確認方法が争われた事案として、*Dilorenzo v. Costco Whole Sale Corp.* 事件⁶²⁾がある。原告は、軍での奉職の後でさまざまな病気に患い、心理カウンセリングを受けていた。心理カウンセラーの勧めもあり、サービスアニマルとしてバグ (Dilo) を飼い始めた。原告が Dilo (当時 8 か月) を連れて、被告に買い物に出かけた際⁶³⁾、Dio には「サービスドッグ訓練中」と書かれた、手作りのベストが着せられていた。被告店舗の肉販売部門に入ったときに、顧客が多く、通路に複数のカートが置いてあったため、原告は Dilo を抱き上げ、相当な時間そのまま買い物をおこなっていた。その後会計をするために並んでいたところ、マネージャーが近づき、Dilo

62) *Dilorenzo v. Costco Whole Sale Corp.*, 515 F.Supp.2d, 1187 (2007) (W.D.Wash.).

63) 原告は、この出来事以前にも Dilo (当時 12 週間) を伴って被告を訪問した際、サービスアニマルであると申告していた。その際、被告会社は原告に対しサービスアニマルポリシーが書かれた文章などを提示している。

がサービスアニマルであるか否か、どのようなタスクをおこなえるのかに関して質問した。原告は、Dilo が発作を知らせるタスクを担ってくれると返答したが、会計後、再び別のマネージャーとともに、Dilo がサービスアニマルであることに強い口調で疑いをかけられた。この出来事が、ADA およびワシントン州サービスアニマル差別禁止条項に違反するとして提訴した。ワシントン州連邦地方裁判所は、原告の ADA 違反の訴えの趣旨が不明であるとしながらも、被告会社の確認の方法が正当な範囲を逸脱していたか否かについて検討した。裁判所は、被告会社の一連の内容確認において、犬の「タスクと機能」しか尋ねておらず、正当なものとして認識されると判断した。さらに被告が、Dilo がサービスアニマルでないことに疑いを持ったことについて、最初に入店しようとしたとき Dilo はまだ生後 12 週間であり、訓練を受ける時期ではなかったこと、原告の夫が Dilo を連れて少なくとも 1 度被告店舗に買い物に来ており、ペットとしていたこと、原告が買い物期間中相当な時間について Dilo を腕に抱えていたこと、があり、そのような疑いを持つことについて不合理でも、非正当でもないとした。さらに、Dilo は、原告の夫が促さない限り発作を知らせることができず、サービスアニマルとしてのタスクを実行することができないとした。そして、被告会社は、正当な確認方法の範囲を超えていないとし、ADA およびワシントン州法に違反しないとした。

ADA の事案ではないが、訓練中の犬に対する質問について回答しない場合に入店拒否が差別にならないとしたものに、*Thompson v. Dover Downs Inc.* 事件⁶⁴⁾がある。原告は、デラウェア州差別禁止法上の障害者であり、生後 4 か月の犬を連れてカジノに入場しようとしたところ、ペットは入場できないことを理由として入場拒否された。犬は、リードをつけておらず、「サービスアニマル」と書かれたベストをナイロンの紐で首元につけられていた。カジノの警備員は、通常では考えられないようなサービスアニマルの表示がなされていること、犬が幼すぎることから疑いをもち、「この犬は訓練を受けているか？」と繰り返し、尋ねた。その質問に対し、原告は、自らの市民権を侵害するものとして回答せず、犬がサービスアニマルであることを述べ、自らの ID カードを提示するだけであ

64) *Thompson v. Dover Downs Inc.*, 887 A. 2d 458 (Del. Supr., 2005).

った。警備員は、ADA インフォメーションオンラインに連絡をして、「『訓練を受けているか』の質問に答えない場合には、入場を拒否してもかまわない」との回答を得た。その後警備員が何度も訓練について尋ねたものの、原告は、回答を拒否し続けたため、入場を認められなかった。2か月後原告は、デラウェア州人権委員会に申立てを提起し、人権委員会は、カジノ側の対応は差別の言い訳にすぎないとして、被告に損害賠償を命じた。その後、デラウェア州高等裁判所がその審決を覆したため、原告が控訴した。デラウェア州最高裁判所は、被告には犬の訓練について質問をする権利があったこと、また犬はその当時十分な訓練を受けていなかったという原告側の証人の証言があったことから、被告の対応が差別の言い訳であるとするに証拠がないとする高等裁判所の判決を支持した。

(iii) ADA 第 III 編におけるサービスアニマルの適格性要件

ADA においては、公的な証明制度が存在しない状況で「個別に訓練された」ことや「タスクを実行できる」ことをいかに立証するかが問題となっていた。サービスアニマルの適格性の立証方法が争われた事案として、*Storms v. Fred Meyer Stores, Inc.* 事件⁶⁵⁾がある。PTSD やうつ病などの精神的な問題を抱え、不安症で外出するのが困難な原告が、医師の勧めで犬 (Brandy) を飼うことにした。その犬は、訓練機関で 30 日間の導入訓練およびその後 4 週間のフォローアップ訓練を受けていた。原告の元夫によれば、Brandy は、原告が歩くときに対面する人との間に一定にスペースをつくること、原告が不安になったときに彼女の脚をつつくことができた。原告がチーズを購入するために元夫とともに Brandy を同伴し被告店舗に入店しようとしたところ、他の顧客の申告によりマネージャーが、犬が店舗に入ってきたことを知り、入店を拒否した。そして、原告らをサービスカウンターに待たせて、他の従業員に原告が指定したチーズを持ってこさせる対応をした。Brandy は、首輪とリードをつけていたが、他にベストなどを着用してはいなかった。しかし、店舗に入店してから吠えたりすることもなかった。原告は、Brandy を伴って入店できないことが差別であるとして提訴した。ワシントン州控訴院裁判所は、その犬が、原告に対し支援をおこなうた

65) *Storms v. Fred Meyer Stores, Inc.*, 120 P. 3d 126 (Wash. App. Div. 1,2005).

めに訓練されたか否かを検討した。裁判所は、ハワイ州の判決⁶⁶⁾を引用しつつ、個人的に訓練をおこなったという信ぴょう性のない証言では十分ではないが、サービスアニマルの証明書類の提出までは必要なく、当該犬の様子や支援内容で判断できるとした。そして、Brandy は、実際には訓練機関で訓練を受けていること、店内にいる間静かにしていたこと、サービスカウンターでもめている間原告の周辺でまわる動作（空間をあける動作）をしていたことから、サービスアニマルであることを認めた。

(iv) ADA 第 III 編におけるサービスアニマルの同伴と「サービスの性質の根本的な変更」

ADA においてサービスアニマルの同伴を認めることは合理的配慮の提供とみなされている。合理的配慮を提供しなければならない状況であったとしても、「サービスの性質を本質的に変更する」場合、または「第三者にとって直接的な脅威となる」場合には、それを拒否できる。

盲導犬を同伴することが「サービスの性質を本質的に変更する」か否かが争われた事案として、Johnson v. Gambrinus Company Spoetzl Brewery 事件⁶⁷⁾がある。視覚障害を有する原告が、友人とともにビール醸造所の見学に来たところ、盲導犬を同伴する許可をえようとしたが、醸造所がペット禁止ルールを採用していることから拒否された事案である（人の介助であれば入場を認めていたが、盲導犬を同伴する権利を有するとして原告がその申し出を固辞した）。第 5 巡回控訴裁判所は、ペット禁止ルールに対する例外（合理的配慮）を設けることが合理的であることを原告が立証する場合、被告は、そのような合理的配慮が、「公に供される場所」の「性質を根本的に変更する」ものであること、または公共安全を危険にさらすものであることを立証しなければならないとした。被告は、合理的配慮を講ずることが、テキサス州食品・医薬品・化粧品法（Food, Drug and Cosmetic Act, FDA）に違反し、また醸造所の操業を停止させることが、醸

66) Prindable v. Ass'n of Apartment Owners 2987 Kalakaua, 304F. Supp.2d 1245 (D. How. 2003).

67) Johnson v. Gambrinus Company Spoetzl Brewery, 116 F. 3d 1052 (5 t h Cir. 1997).

造所ツアーの「性質を根本的に変更する」と主張した。しかし、裁判所は、盲導犬を醸造所に入れることによって衛生上の問題が発生する可能性は低いとし、合理的配慮がツアーの「性質を根本的に変更する」ものではないとした下級審の判断を支持した。また、盲導犬を伴うツアーを可能にするために「醸造所の安全な運営に伴う広範なアクセス」を保障するプランの作成を被告に求める判断をおこなった。

(v) ADA 第 III 編におけるサービスアニマルをめぐる訴えの利益

サービスアニマルの同伴をめぐる差止請求と金銭賠償に関する訴えの利益の事案として、*Stan v. Wal-Mart Stores, Inc.* 事件⁶⁸⁾がある。原告は、視覚障害者であり、盲導犬を同伴して被告の店舗および被告が展開する会員制ホールセールクラブを利用していた。原告は、入店の際複数回、盲導犬がペットか否かを尋ねられ、また不誠実な対応をされ、不快な思いをし（謝罪を受けており、その後買い物を再開している）、その旨を被告本社に伝え、社長の名前とファックス番号を知らせるように要求した。被告の代理人は、社長の名前とファックス番号を教える要求を拒否したが、従業員の理解を深めるために教育を実施することなどを約束した。ところが、その後被告店舗を訪れたところ、従業員から視覚障害の有無を尋ねられた⁶⁹⁾（のちに上司が謝罪している）。その後、被告店舗および被告が展開するクラブのメンバーシップが失効したため、被告店舗で買い物をすることはなくなったが、原告は、ADA 第 III 編およびニューヨーク州公民権法に基づき、損害賠償、懲罰的損害賠償、被告がサービスドッグに対する理解を深めるように従業員を訓練をするオーダーを求めて提訴した⁷⁰⁾。連邦地方裁判所ニューヨーク州北部支部は、ADA 第 III 編が金銭賠償について規定していないとして、棄却した⁷¹⁾。また、オーダーの請求に関しては、そのためには損害が必要とするとして、制限なく買い物をおこなっていたので実際の損害が発生していないとした⁷²⁾。

68) *Stan v. Wal-Mart Stores, Inc.*, 111 F. Supp. 2d 119 (N.D.N.Y. 2000).

69) ADA 第 I 編における医学的な検査と問い合わせに関しては、所、前掲 47、173 頁以下を参照のこと。

70) *Supra* note 68. at p. 121-123.

71) *Ibid.* at 124.

72) *Ibid.* at 125.

さらに、将来の差別の蓋然性の立証があれば損害の立証が可能であるものの、原告がもはや被告店舗にいくつもりがないので差別を被る可能性がないこと、仮に明日店舗を訪れたとしても過去の不誠実な対応から将来の差別を肯定できないことから、訴えの利益がないとした⁷³⁾。

(vi) ADA 第 III 編及び州法に基づく損害賠償

ADA 第 III 編は、損害賠償に関する規定を有しておらず、サービスアニマルの同伴を拒否された個人は、原則として損害賠償の請求ができないと考えられている。しかし、州法違反に基づいて損害賠償を請求することは可能である。また ADA 第 III 編の下でも例外的に損害賠償が可能である場合がある。

サービスアニマルの入店拒否に対し損害賠償を請求した事案として、Ascencio v. ADRU Corp. (Burger King) 事件⁷⁴⁾がある。原告 1 は、うつ病と不安症を引き起こす慢性疼痛に罹患しており、彼女の母親（原告 2）と 2 匹の補助犬 (Blondie & Gariell) とともに被告がフランチャイズ店として運営するハンバーガーショップに入店しようとしたところ、従業員により入店を拒否され、退去を求められた。この入店拒否が ADA 第 III 編に違反するとして提訴した。カリフォルニア連邦地方裁判所北部支部は、原告の障害、2 匹の犬がサービスアニマルであることを認め、被告に対し損害賠償として 11,864 ドルと弁護士費用として 568 ドルの支払いを命じた。損害賠償命令の根拠は、ADA 第 III 編では金銭賠償を求めることができないため、カリフォルニア州法とした。ただし、裁判所は、ADA が裁判所の裁量の下で、勝訴した側の弁護士費用やコストを支払うことを命ずることができるとし、第 III 編の下でも弁護士費用の請求は可能であるとしている。また、障害者である原告 1 に同伴した母親である被告 2 に対しても、原告 1 の障害を理由としてサービスを拒否されたものとして原告 1 と同額の損害賠償 (4,000 ドル) を認めている。

上述の Johnson v. Gambrinus Company Spoetzl Brewery 事件⁷⁵⁾においても、ADA 第 III 編に基づく金銭賠償が認められず、テキサス州法に基づき損害賠償を

73) Ibid. at 125-126.

74) Ascencio v. ADRU Corp. (Burger King) 2014 WL 204212 (N.D. Cal. 2014).

75) *Supra* note 59.

認めている。また、Thompson v. Dover Downs Inc. 事件⁷⁶⁾ではデラウェア州人権委員会は、デラウェア州法に基づき、5,000ドルの損害賠償を認める審決をおこなった。

金銭賠償について、ADA 第 III 編に基づくものが認められないため、州法によらなければならないのが原則となっているが、例外的に認めている例がある。USA v. Top China Buffet, Inc. 事件⁷⁷⁾において、裁判所は、ペット禁止ルールを変更するように命じられたにもかかわらず被告レストランが再三にわたってそれを拒否したことについて、サービスアニマルを同伴した家族に対する金銭賠償と DOJ に対する制裁金の支払いを命じている。

5. 使用者によるサービスアニマル同伴拒否事案（リハビリテーション法）

ADA および州法以外にも、リハビリテーション法が障害者に対する差別を禁止しており、また合理的配慮を義務づけている。連邦政府の機関、連邦政府から一定額以上の財政支援を受けている機関または契約をしている企業などは、リハビリテーション法 504 条の差別禁止規定に違反してはならない。以下では、連邦政府の機関が使用者として、サービスアニマルの同伴を拒否した事案と特別な合理的配慮を求めた事案についてみていきたい。

連邦政府の機関である使用者がサービスアニマルと称する犬の同伴を拒否した事案として、Edwards v. U. S. E. P. A. 事件⁷⁸⁾がある。ネイティブ・アメリカンとアフリカン・アメリカンの血を引いている原告が、天候が悪い時の通勤の困難さ、昇格の遅れ、上司とのトラブルにより腹痛などの症状を有していたことから、生後 10 か月の犬をサービスアニマルとして職場に同伴したいと申し出た。被告（アメリカ合衆国環境保護局）が、犬を持ち込むことと原告の障害の症状改善との間に因果関係が認められないとしてその申し出を拒否したところ、原告は、その拒否などがリハビリテーション法 504 条に違反するとして提訴した⁷⁹⁾。連

76) *Supra* note 56.

77) USA v. Top China Buffet, Inc., No. IP 02-1038 C Y/F (S.D. Ind. 2003).

78) Edwards v. U. S. E. P. A., 456 F. Supp. 2d 72 (D. D. C. 2006).

邦地方裁判所 DC 支部は、過去の裁判例から、原告が、第 1 に ADA 上の障害者であること、第 2 に使用者がその障害について認識していること、第 3 に合理的配慮がその職位の本質的な機能の遂行を可能にしていること、第 4 に使用者が合理的配慮を拒否したこと、について一応の証明をおこなわなければならないとした⁸⁰⁾。中心的な争点は、要請された配慮が「合理」的であったかであった。裁判所は、リハビリテーション法 504 条ではなく、連邦公務員に適用される 501 条に基づき、判断をおこなうとした。501 条に基づく配慮 (modification) が合理的であるのは、就労を可能にし、職務の本質的機能の遂行でき、平等な利益や被用者としての特権を享受できる場合に限定できるとし、効果的でない変更 (Changes that are not effective) は合理的配慮ではないという一般論を提示した⁸¹⁾。そして、原告は医師の手紙によって犬を職場に連れてくるという配慮が効率的 (efficacy) であることに関する証拠を提出しているものの、その方法はやってみないと分からないようなものでしかないとした。原告は、それ以外に、職場に幼犬を連れてくるのが彼のストレスなどの障害に対応する効果的な手段であったという証拠を提出していない⁸²⁾として、被告にサマリージャッジメントを与えた⁸³⁾。

身体障害者が利用する介助犬が職場の床で滑るため、滑らない床に加工することを合理的配慮として求めた事案として、McDonald v. Department of Environ. Quality 事件⁸⁴⁾がある。左足に身体障害を有すると同時に、慢性のうつ病や解離性障害を有していた原告は、訓練を受けたオーストラリアンシェパードの Bess を飼っていた。原告は被告に、自らに障害があることを伝え、職場に Bess を同伴することが認められていた。しかし、職場の床が滑り、靴下をはかせるなどの努力をしたものの、状況が改善しないため、被告に床に滑り止めを施すことを合理的配慮として求めた。被告は床の一部に滑り止め加工を施したものの大部分は滑り止めがついていなかったため、その後も床で滑る状態が続き、彼

79) Ibid. at 79–80.

80) Ibid. at 97.

81) Ibid. at 100.

82) Ibid. at 101.

83) Ibid. at 104.

84) McDonald v. Department of Environ. Quality, 241 P. 3d 749 (2009).

女が職場を離れるまでの17か月間十分かつ具体的な対応がなされなかった。そこで、モンタナ州人権法およびADAに違反するとして提訴した事案である。合理的配慮は人間である原告に対してなされるべきであり、介助犬には講ずる必要がないという被告の主張に対し、モンタナ州最高裁は、介助犬を補装具であると解し⁸⁵⁾、以下のように判断した。「障害を有する個人の補装具が職場で使えないならば、補装具を職場に持ってくることを彼女に許可することは意味のないことになる」とした。続けて、「合理的配慮を講ずる義務は、補装具を認めることによって正面玄関から入ることを可能にするだけで終わるわけではない。また、職場において補装具を効果的に使う被用者に発生する、いかなるバリアーにも対応することを使用者に求める。我々は、合理的配慮には床の表面を加工することが含まれると結論付ける⁸⁶⁾」と述べた。

6. 補助犬の同伴に対する、公的機関および公共交通機関による利用拒否・制限および合理的配慮拒否事案（ADA 第II編）

(i) ADA 第II編における公共交通機関によるサービスアニマルの同伴拒否

ESAの同伴に対する公共交通機関の利用拒否が差別に該当するかなどに関する事案として、Stamm v. New York City Transit Authority (TA) 事件⁸⁷⁾がある。本件は、子どもの頃の出来事によるPTSDやうつ病に罹患した当時65歳の女性が、補助犬を連れて公共交通機関を利用しようとしたところ、拒否されたことについて障害を理由とする差別として提訴した事案である。原告はこれまで複数の犬をセラピー犬として飼っており、それぞれを同伴してバスや地下鉄を利用していた。彼女の犬は、専門のドッグトレーナーによって、彼女が精神的に不安定になった時には足をつくように訓練されていた。また、医師も、彼女は、犬と一緒にいることで精神的な安定を保っているという文書を裁判所に提出していた。一方、ニューヨーク市交通局はルール⁸⁸⁾によって、原則として乗り物に動物

85) Ibid. at paragraph 50.

86) Ibid. at para. 64.

87) Stamm v. New York City Transit Authority (TA), WL 1315935 (E.D.N.Y. 2011)

を同伴することを禁止しており (“No pets are allowed”)、また例外的に同伴を認められるサービスアニマルに ESA が含まれていなかった。1999 年以前には原告は証明書を持っておらず⁸⁹⁾、利用を拒否されることがあったため、原告は、過去の乗車拒否について、ADA 第 II 編、リハビリテーション法 504 条およびニューヨーク州および市法の障害者アクセス確保条項に違反するとして、差止請求、権利侵害の宣言、懲罰的損害賠償、弁護士費用を求めて提訴した⁹⁰⁾。連邦地方裁判所ニューヨーク州東部地区支部は、第 1 に、原告が ADA 第 II 編における障害を有する個人か否か、第 2 に、障害と合理的配慮との間の因果関連性 (causal nexus) があるか否か、第 3 に、当該犬がサービスドッグか否か、などについて検討している。

第 1 の点について、ADA は、障害を「そのような個人の、一つまたは複数の主要な生活活動を相当程度制約する身体的または精神的損傷」と定義している。本件で重要となるのは、原告の PTSD およびうつ病が「主要な生活活動 (major life activities)」を「相当程度制約する (substantially limit)」か否かとなる。主要な生活活動として、「移動」、「他者との交流」などを挙げ、それを相当程度制約しているかを検討した。ある生活活動が「主要な生活活動」となるかを判断する上で、裁判所はその活動が個人にとって重要か否かではなく、むしろ ADA の意味において重大なものであることを検討しなければならないとした。そして、過去の裁判例に基づき日々の通勤などの「移動」が「主要な生活活動」には該当しないと⁹¹⁾。「他者との交流」に関しては、被告側が、原告が被告職員とやり取りができていたので他者との交流という生活活動が「相当程度制約」されていないと主張した。それに対し、原告側が、精神疾患が孤独をもたらすことが「相当程度の制約」となると主張したところ、裁判所は、原告がある程度コミュニケーションがとれるという証拠だけでは、原告の症状が他の人と交流する能力が相当程度制約されていないとまでは判断できない⁹²⁾とした。

88) 21 N.Y.C.R.R. § 1050.9 (h) (1).

89) かつてニューヨーク市公共交通局は、サービスアニマルを同伴する場合証明書類を求めていたが、1999 年に連邦政府の司法省公民権局が、証明書類の提出は ADA の目的に合致しないと指導したことから、証明書を求めない方針を採用した。

90) *Supra* note 79 at p. 1-13.

91) *Ibid.* at 15-17.

第2に、原告がADA上の障害者であるか否かを保留しつつ、PTSDやうつ病が、エモーショナルサポートドッグを同伴すること（ニューヨーク市交通局のペット禁止ルールに対する合理的配慮）との間の関連性について検討している。連邦最高裁判決⁹³⁾をはじめ、控訴院裁判所でも因果関連性がなくても障害者であることを認めているのに対し、本裁判所は、「あるひとつの、特殊な状態が障害または軽度の損傷の原因となっていることが明らかではない場合、原告は主要な生活活動が影響を及ぼす特殊な状態と合理的配慮との間の因果関係を証明しなければならない」という裁判所の判断⁹⁴⁾を支持して、現在の証拠ではそれを証明できていないとした⁹⁵⁾。

第3に、本件犬がADA上のサービスアニマルに該当するか否かを検討している。裁判所は、サービスアニマルとESAやコンフォートアニマルとの間の区別は明確ではないとしつつ、以下のように判断した。DOJが作成したマニュアルによれば、ユーザーのために、薬の時間を知らせ、安全確認をおこなうような行為、いわゆるタスク、をおこなう犬は、PSAとして、単なるESAとは区別されるものであるとした。加えて、原告の犬が、原告が精神的に不安定になったときにつくように訓練されており、またそれによって原告の精神が安定するとの医師の証言があるため、上記タスクを満たすと考えられるとした。そして、当該犬がサービスアニマルに該当する、とした。

裁判所は、結局被告に対するサマリージャッジメントを一部容認した。しかし、原告側には、彼女の症状が他者との交流を相当程度制約しているか否か、そしてその他者との交流に対する制約と訓練された犬を電車などに同乗させることとの間に因果的関連性があるか否かについて更なる証明を求めた。一方、被告側には、ADA上の損害を求めるためには差別意図が必要であり、ADA第II編の裁判例から障害者にサービスを利用させるために最大限の努力をしない場合もそれに該当するという前例に基づき、被告交通局が原告を支援するために最大限の努力を

92) Ibid. at p. 18

93) *Bragdon v. Abbott*, 524 U.S. 624 (1998).

94) *Felix v. New York City Transit Auth.*, 154 F.Supp. 2d 640, 660 (S.D.N.Y.2001) at 107.

95) *Supra* note 79 at 18-24.

したことの証明を求めた⁹⁶⁾。

(ii) 移動支援特別席へのサービスアニマルの利用

介助犬を伴って特定の席を利用する権利に関する判決として、Levine v. National Railroad Passenger Corporation 事件⁹⁷⁾がある。多発性硬化症に罹患する原告が介助犬 (Linus) を同伴して特急電車 (Amtrak) を利用する際、原告と Linus には広いスペースが必要なため、前が広くあいた移動支援特別席 (“Mobility Aid” Seating area) に座っていた。ところが、そのエリア付近に荷物が積まれ、落ちてきた (犬にぶつかりそうになった) ことから、乗務員に荷物をどけるなどの苦情を言ったが、対応してもらえなかった。また、そのエリアにごみや缶が放置されており、その席に座る気になれなかった。結果として、その後その特急電車を利用できなくなった。それらが、ADA 第 II 編、リハビリテーション法、DC 人権法に違反するとして提訴した。中心的な争点は、アメリカ合衆国憲法第 III 条の訴権を有するか否かであり、それには「実際の損害」が生じているかが問題となった。原告は、介助犬が移動支援 (mobility aid) に該当し、それを保障する利益の適正な受領者であると主張した。連邦地方裁判所 DC 支部は、移動支援席について詳細な説明はないものの、規則は、第 1 にサービスアニマルが移動支援には該当しないと明記しており、第 2 にその席を「車イスまたは移動支援に乗ったままであることを希望する個人のため」のスペースであるとしていることから、移動支援とは、車イスのようなメカニカルなものであることが想定でき、いずれにせよ、介助犬を含まないとした。したがって、原告には ADA 第 II 編パート B で法的に保護される利益が存在しないとされた。また、乗務員に荷物をどけるように言ったことが受け容れられなかったとしても、原告が実際に特別席に座れなかったわけではないとした。結果として「実際の損害」はないと判断した。

96) Ibid. at 30.

97) Levine v. National Railroad Passenger Corporation, 80 F. Supp. 3d 29 (D.D.C. 2015).

(iii) アシスタンスアニマルに対する法律の適用除外

チンパンジーを飼うことを禁止している州においてサービスアニマルとして飼う許可を合理的配慮として州政府に求めた事案として、*Pruett v. Arizona Game and Fish Commission* 事件⁹⁸⁾がある。糖尿病で低血糖症の症状を有する原告は、低血糖を知らせ、緊急時に電話のプッシュフォンを押してくれる猿をサービスアニマルとして飼っていた（ただし、州政府の担当部局にこの猿を飼うことを許可した記録はなかった）が、死んでしまったため、代わってチンパンジーを購入したい旨を被告に伝えた。被告は、州の法律でペットとして飼うことが禁止されている動物としてチンパンジーが含まれていることから、購入をやめることを示唆した。しかし、原告は、チンパンジーをテキサス州で、25,000ドルで購入した。そして、ADA 第 II 編およびリハビリテーション法 504 条に基づきサービスアニマルとして同居することを、合理的配慮として、被告である当局が認めることを求めて提訴した。連邦地方裁判所アリゾナ地区支部は、原告の訴えを棄却した。第 1 に、当該チンパンジーが、障害を有する個人の利益となる業務をおこない、タスクを実行するために個別に訓練されていないこと、また低血糖症の探知は専用の機器でおこなうことが可能であり、また救急搬送の連絡も誰かの助けを求めればできることから、チンパンジーを飼うことは不必要かつ不適切であるとした⁹⁹⁾。第 2 に、チンパンジーが衝動的に攻撃的になる傾向があり、公衆衛生や安全に対し現実的または潜在的に重大な脅威となりうること、また家庭で飼うには大きくなりすぎる可能性があることから、当該チンパンジーを家庭で飼うことを認める合理的配慮はアリゾナの法律の趣旨を「根本的に変更する」ものとなるとした¹⁰⁰⁾。

(iv) 補助犬の同伴に対する医療機関の拒否

ADA 規則および CDC のガイダンスによれば、一部の例外を除いて、医療機関はサービスアニマルの同伴を認めなければならない。しかし、この原則的な対

98) *Pruett v. Arizona Game and Fish Commission*, 606 F. Supp. 2d 1065 (D. Ariz., 2009).

99) *Ibid.* at 1077.

100) *Ibid.* at 1078.

応には例外がある。たとえば、Roe v. Providence Health System-Oregon 事件¹⁰¹⁾において、入院中の患者に対するサービスアニマルの同伴拒否が ADA 違反とならないとした。原告は、障害のためセントバーナード (Cretia) の支援を受けており、Cretia は、これまで何度も原告の入院の際同伴しており、特に問題はなかった¹⁰²⁾。しかし、入院が延長されたときに、医療関係者およびお見舞いに来た家族などがフロア全体に異臭がするの気づいたため、病院は原告に病室のドアを閉めること、または空気清浄機の利用を薦めたが、原告はそれを拒否した。結果として、医療関係者の中にはアレルギーを発症したり、呼吸や肌に異常があらわれる者があった。また、Cretia は大型犬であるため、看護師は原告を看護する際に近寄ることが困難になり、ときおり Cretia を飛び越えなければならないこともあった¹⁰³⁾。また、原告が対応できないときは医療関係者が Cretia の散歩などのために外に連れ出さなければならなかった。このような事情により被告が Cretia の同伴を拒否したところ、原告が ADA に違反するとして提訴した。裁判所は、Cretia を同伴させるという要求およびそれを可能するための病院への協力に対する拒否は、非合理的であるとした。Cretia の同伴は、病院のサービスや施設による利益を原告に提供する上で必要ではないとした。また、犬による感染症、アレルギーや悪臭が、患者、見舞いに来た家族、医療関係者にとって「直接的な脅威」となるとした¹⁰⁴⁾。

7. 住宅における補助犬 (アシスタンスアニマル) の拒否・費用徴収事案 (FHA)

(i) FHA における合理的配慮の判断枠組み

ペット禁止ルールの下でアシスタンスアニマルを賃貸物件また自己所有のコンドミニウムなどで飼うことを拒否されたことが差別であるとするために、原告は、第 1 に、原告または関係者が FHA 上の意味において障害 (handicapped)¹⁰⁵⁾を

101) Roe v. Providence Health System-Oregon, 655 F. Supp. 2d 1164 (D. Or. 2009).

102) Ibid. at 1166.

103) Ibid. at 1167.

104) Ibid. at p. 1167-1168.

有していること、被告がそれを知っていること、または知るべき状態にあったこと、第2に、合理的配慮を要請したこと、第3に、合理的配慮が住居を使用、享受する上で障害者に平等な機会を付与するために必要であること、第4に、そのような配慮が合理的であること、第5に、被告が要求された配慮を拒否したこと、について一応の証明をおこなう必要がある¹⁰⁶⁾。

住宅における補助犬拒否事案ではかつて、合理的配慮の必要性をめぐって、同居させる犬の適格性が中心的な争点となっていた。

(ii) 住宅における補助犬同伴差別禁止の起源

FHAの差別禁止事由に「障害」が追加規定される以前において、リハビリテーション法504条の下で合理的配慮に基づきサービスドッグとの同居を認めている裁判例がある。Majors v. Housing Authority of the County of DeKalb Georgia 事件¹⁰⁷⁾は、心理的・精神的な問題を抱える原告が、サービスドッグとしてSparkyという小さなプードルを飼っていたところ、当選した公営賃貸住宅で、ペット禁止ルールに基づきペットとの同居を拒否されたことから、リハビリテーション法504条に違反するとして提訴したという事案である。第5巡回控訴裁判所は、ペット禁止の内容が賃貸借契約条件となっているとの被告の主張に対し、リハビリテーション法504条に基づく合理的配慮の事案を引用して、原告が適格性を有する障害者である限り、ペット禁止ルールに対する適用除外という配慮を講ずることは合理的であると判断した。

(iii) FHA上の障害者

FHA上の障害者(a handicapped individual)か否かが争点になったものとして、いくつかの事案がある。FHAは適格性を有する障害(a qualifying disability)を、「一つまたは複数の主要な生活活動を相当制度制約する機能障害」と定義し

105) 42 U.S.C. § 3602 (a).

106) Astralis Condominium Ass'n v. Sec'y, U.S. Dept. of Housing & Urban Development, 620 F. 3d 62, 67 (1st Cir. 2010); DuBois v. Ass'n of Apartment Owners of 2987 Kalakaua, 453 F. 3d 1175, 1179 (9th Cir. 2006).

107) Majors v. Housing Authority of the County of DeKalb Georgia, (652 F. 2d 454 (5th Cir. 1981).

ている。これは、ADA とまったく同じ表現であることから、同様の判断基準が採用されている。

FHA 上の障害者を ADA の障害者の判例法理を準用して判断するものとして、*Bhogaita v. Altamonte Heights Condominium Ass'n Inc.* 事件¹⁰⁸⁾がある。原告は、空軍の退役軍人であり、PTSD に悩まされていた。原告が購入したコンドミニウムでは、25 パウンドまでの犬しか飼うことができないこととなっていたが、原告は 25 パウンドを超える犬 (Kane) を飼い始めた。被告である管理委員会が Kane を飼うことができないことを伝えたところ、原告は、自らの病状や犬がいることで病状がよくなっていることを伝え、25 パウンドを超える犬を飼い続ける合理的配慮を求めた。しかし、被告がそれを拒否したため、その拒否が連邦およびフロリダ州の公正住宅法に違反するとして提訴した。本件は、後述するように、合理的配慮の要請に対する遅れや補助犬の適格性が中心的な争点となっているが、第 11 巡回控訴裁判所は、原告が障害者か否かについても判断している。この中で、FHA の障害者の判断に際し ADA の判例法理を準用するとし、2008 年の ADA 改正以前における「障害」の定義として、機能障害が働く能力を相当程度制約するか否かを検討した。そして、「働くこと」という主要な生活活動が相当程度制約されている個人を、*Sutton v. United Air Lines, Inc.* 事件連邦最高裁判決¹⁰⁹⁾に基づき、「幅広い職務で就労できない個人」であるとした。そして、PTSD により社会的交流ができず、その結果として多くの職務に就けないう状態は、FHA 上の障害に該当すると判断した¹¹⁰⁾。

Hollandale Apartment & Health Club, LLC, v. Bonesteel 事件¹¹¹⁾でも ADA と類似する判断基準を採用している。被告である賃借人が、契約更新 (1 年更新) の際にペット禁止ルールを適用除外として、犬 (ESA) と同居したい旨の要請を、心理師の手紙を添えて、おこなったところ、アパートの所有者である原告が、賃借人に対し犬を同居させない権利の確認を求めて提訴した事案である (そ

108) *Bhogaita v. Altamonte Heights Condominium Ass'n Inc.*, 765 F. 3d 1277 (11th Cir., 2014).

109) *Sutton v. United Air Lines, Inc.*, 527 U.S. 471 (1999) at 491.

110) *Supra* note 108 at 1284

111) *Hollandale Apartment & Health Club, LLC, v. Bonesteel*, 2019 WL 2031263 (N.Y. App. Div., 2019).

の後、原告は、被告の賃貸借の期間を1年から3か月に短縮している)。それに対し、被告がFHAそしてニューヨーク州人権法に違反するとして反訴した。ニューヨーク州最高裁控訴部第三部は、原告の訴えについて、すでに被告による例外適用の要請を断っており、原告に損害はないとして、棄却した。一方、被告の訴えに関連して、被告が、FHAおよびニューヨーク州人権法における障害者か否かが争点のひとつとなった。2005年以來うつ病に罹患し、専門家の治療を受けている被告の病状が、他人と交流するという主要な生活活動を相当程度制約しているかが問題となった。裁判所は、主要な生活活動の一つである「他者との交流」を制約しているか否かについて、まったくコミュニケーションができないことを障害とすべきとする原告の主張に対し、そのような程度まで求める必要はないと判断した。加えて、被告は、2005年以來就労が困難であり、特に長期の仕事に就くことが困難であったことから、主要な生活活動の一つである「働くこと」を相当程度制約している状態にあるとした。さらに、SSIおよびSSDIという障害者に対する所得保障制度の適用を受けている場合には、FHAの障害の要件を満たすが、被告は上記の適用を受けており、障害を有していると判断した¹¹²⁾。

(iv) アシスタンスアニマルの適格性と立証方法

FHAの合理的配慮をめぐる訴訟において原告は、要請する配慮が合理的であることを立証しなければならない。いいかえると、物件を使用または享受する平等な機会を原告に付与するために犬などが必要であることを証明しなければならない。その必要性の要件として、犬などの適格性が問題となる。

犬などが適格性を有する場合に、その犬を同居させることが合理的配慮として必要性が認められることになるが、この適格性の基準をいかに設定し、その証明をどのように求めるかが重大な問題となった。1990年代後半から2000年代にかけて、犬の適格性に関する基準や立証要件をADAと同様にとらえる裁判例と、それとは異ったものとする裁判例との間で議論は混乱していたといえる(混同期)。しかし、2013年にFHAのガイダンスが発表されて以降、状況は大きく変

112) Ibid at p. 4.

化している（緩和期）。

(a) 議論の出発点

FHAにおけるアシスタンスアニマル同伴拒否の裁判例としてBronk v. Ineichen 事件¹¹³⁾がある。本件は、ペット禁止の賃貸物件で聴覚障害者である原告が自らの犬 (Pierre) を聴導犬として同居することを求めたが、ペット禁止ルールを設けていた貸主に拒否され、親せきの家に預けざるを得なかったという事案である。第7巡回区控訴院裁判所は、「合理的配慮が、居住施設の利用、享受する平等な機会を借主に提供するために必要なとき、そのルール、方針、実務またはサービスに対しそのような配慮」を提供しなければならず、それができない場合には差別になるという上記ガイドラインに基づき、ペット禁止の賃貸物件で当該聴導犬を飼うことを認めることが合理的配慮となるか否かを検討した。上記ガイドラインを前提に、「合理的 (reasonable)」と「必要 (necessary)」という用語に着目して、まず要請された配慮 (accommodation) が「合理的」か否かは、関連する当事者のニーズの間でバランスを取ること、または利益に対してコストがかかること¹¹⁴⁾によって判断されるとした。次に、「必要」性の概念は、「要請された配慮が障害の影響を緩和することによって原告の生活の質を高めることを求めるとした¹¹⁵⁾」。このような原則に立ちつつ、当該犬が聴覚障害者である原告の支援をおこなってきたかを問題とした。下級審 (陪審員) は、Pierreが、訓練に関する教育を受けたことのない原告の兄弟から訓練を散発的に受けていただけで、訓練学校からの証明がないこと、また原告の元同居人がその犬が聴

113) Bronk v. Ineichen, 54 F. 3d 425 (7th Cir.1995).

114) 本件の「合理性」の要件は、Vande Zande v. Wisconsin Dp't of Admin. 事件 (Vande Zande v. Wisconsin Dp't of Admin., 44 F. 3d 538 (7th Cir. 1995) に基づき、配慮のコストとベネフィットの均衡を考慮する手法によるものと考えられる。このような合理性論は、Barnett 事件最高裁判決 (U.S. Airways v. Barnett, 535 (S. 391 (2002)) によって否定されている。「合理性」理論の理論的変遷について、長谷川珠子、前掲 47、123 頁以下を参照のこと。また、リハビリテーション法における「合理性」理論の変遷に関しては、中川純「障害者に対する雇用上の『便宜的措置義務』とその制約法理：アメリカ・カナダの比較研究 (5)」『北海学園大学法学研究 43-2』57-121 頁 (2007 年) など、を参照のこと。

115) Supra note 113 at 429.

導犬ではなかったと証言したことにより、聴導犬ではないと判断した。それに対し、本裁判所は、アシスタンスアニマルであることの証明のために、Pierreが障害者を支援するための技術を身に付けていることを証明しなければならず、訓練機関による証明はその一つであり、必ずしも必要とされないとした。そして、Pierreの能力が評価されていないとして、原審を破棄し、差戻した。

本判決の特徴は、第1に、FHAの下でペット禁止物件におけるアシスタンスアニマルの同居を合理的配慮の問題と位置付けたことである。また、アシスタンスアニマルとして認められるために、第2に、当該犬がタスクを実行できるかに関して、「要請された配慮が障害の影響を緩和することによって原告の生活の質を高める」ことができれば十分であり、第3に、個別に訓練されていたかに関して、その証明はタスクの実行の証明の一環として位置付けられ、聴導犬であることの証明を訓練機関に提出させる必要までは必ずしもないとしたこと、である。しかし、別の観点からすれば、本判決は、Pierreが「タスクを実行できる」かを重視し、その判断のために訓練を受けたことの証明書の提出をその要素のひとつとしたともいえる。したがって、この判決以降、特に精神的なケアを提供する犬をアシスタンスアニマルであると立証する方法について多様な議論が展開されていくこととなった¹¹⁶⁾。

(b) 混同期

合理的配慮として認めるために、アシスタンスアニマルの同居が障害の症状の維持、改善にとって不可欠または必要であることの証明を求めたとした判決として、Nason v. Stone Hill Reality Association 事件¹¹⁷⁾がある。多発性硬化症を有する原告が、母親が病気（のちに死去）であったため、飼っていた猫を、ペット禁止のアパートで、断りなく、飼っていた。被告は、原告に対し、猫をアパートから退去させることを求め、さらに賃貸借契約を更新しないことを告げ、契約が終了することとなった。そこで、原告は、当該猫をアシスタンスアニマルとして同居を認めないことがFHAに違反するとして提訴した。原告の神経科の医師が

116) Rebecca J. Huss, *Why Context Matters: Defining Service Animals under Federal Law*, 37 Pepperdine L. Rev. 1163 (2010) at 1200-1201.

117) Nason v. Stone Hill Reality Association, 1996 WL 1186942 (Mass. 1996).

「猫を失うことが、うつ、虚弱、痙縮および疲労の症状を悪化させる」という宣誓供述書を提出したのに対し、マサチューセッツ州高等裁判所は、「宣誓供述書は、この症状が猫を飼うことによるのみ対応可能であるかについて、またその他のより適切な合理的配慮が原告の症状の改善のために有効か否かについて書いていない」とした。つまり、当該猫をアシスタンスアニマルとして認めるためには、猫が原告の症状を維持するために不可欠または必要であること、また猫を飼うことと原告の障害との間の関連性があることを証明する必要があるとした。そして、それが証明できていないと判断した。本判決は、タスクの実行に関して、猫の同居が症状の維持・緩和にとって不可欠であることの証明を求めている点が特徴といえよう。

一方、アシスタンスアニマルとなるためには専門訓練機関や技術を有する者に訓練をさせることを条件とすることはできず、また借主に公的な証明書類の提示を義務づけることはできないとした判決として、Green v. Housing Authority of Clackamas Co. 事件¹¹⁸⁾がある。両耳に聴覚障害を有する息子 (Jeremy) のために母である原告が、ペット禁止の賃貸物件で犬を聴導犬として同居することを求めた。しかし、原告は、その犬が聴導犬であることの証明書を提出できず、適用除外の申請を管理団体に拒否されたため、結局当該犬は動物愛護協会に引き取られることとなった。原告は、被告が合理的配慮を拒否したことについて、ADA, FHA, およびリハビリテーション法 504 条に違反するとして提訴した。連邦地方裁判所オレゴン州支部は、連邦法及び州法が、サービスおよびアシスタンスアニマルであるためには犬が「個別に訓練されている」こと、「障害を有する個人の利益のために支援できる (work the benefit for a disabled individual)」ことが必要であるとした¹¹⁹⁾。「個別に訓練されている」ことについて、公的な証明制度がなく、また専門家により訓練がなされていることの証明も法律上求められていないとした。さらに、上述の Brock 事件判決においても聴導犬が専門家による訓練を受けている必要はないと判断されているとした¹²⁰⁾。そして、当該

118) Green v. Housing Authority of Clackamas Co., 994 F. Supp. 1253 (D. Or. 1998).

119) Ibid. at 1256.

120) Ibid. at 1256.

犬が、自宅で原告による訓練そして専門家による訓練を受けており、ドアをノックする音、火災報知器の音、電話の音、路上を走行する自動車の音を感知することができるという原告の主張を認め、当該犬を聴導犬として認めた。また、被告が、犬との同居を認めない代わりに、アパートにフラッシュライトをつける対応を合理的配慮としておこなっていると主張したが、裁判所はそれを退けた。その理由としてフラッシュライトがつけられている場所が限定されており、その方法では原告の息子の安全が保障されていないこと、また通っているコミュニティ・センターにはフラッシュライトがなく、駐車場などで自動車があることを知らせることができないことを挙げた。結論として、「原告は、被告によってすべての借主に提供されているプログラムまたはサービス対し平等な機会を享受することを Jeremy に保障するために、原告によって選ばれたアシスタンスアニマルとしてその犬を飼うことを許されるべきであった」と判断した¹²¹⁾。本件判決の特徴は、Brock 事件判決を踏襲して、「個別に訓練されている」ことを専門家による文章などによって証明する必要は必ずしもないとしたことである¹²²⁾。

それに対し、サービスアニマルとして適正な訓練を受けていることの証明を求めることは法律に反しないと判断するものとして、In Re Kenna Homes Corporative Corp. 事件¹²³⁾がある。本件は、従来ペットを飼うことを認めていたマンションで、運営会社の株主である住民によって構成される取締役会（マンションの購入者が株主になる所有形態）が、選挙により 1996 年以降ペットを禁止するルールに変更した。ただし、盲導犬、聴導犬、介助犬などの訓練を受けたことを証明できる犬については飼うことを認めていた。1997 年に入居した原告らは、以前飼っていたヨークシャーテリアが死んだため、あらたに 2 匹の犬を購入した。そして、スチル病、高血圧、うつ病などに罹患していたため、医師の文章を添えて、取締役会に対し、症状の緩和のために合理的配慮として 2 匹の犬と同居することを求めた。しかし、取締役会がそれを拒否したことから、提訴した。ウエストヴァージニア州控訴裁判所は、ADA と FHA に規定されるサー

121) Ibid. at 1256.

122) ただし、本件では、当該犬が Jeremy を支援するためにどの程度タスクを実行できたかに関しては議論されていない。

123) In Re Kenna Homes Cooperative Corp., 557 S. E. 2d 787 (W. Va. 2001).

ビスドッグが同様のものであるとしつつ、当該犬が「適正に訓練されている (properly trained)」こと（「個別に訓練されている (individually trained)」ではなく、取締役会が独自に規定したルールによる用語）について「証明を求める」ことは連邦法および州法に抵触しないとされた¹²⁴⁾。そして、「適正に訓練されている」ことの証明について、公的な証明制度がない¹²⁵⁾としつつ、第1に専門の訓練機関から当該犬が適正に訓練されていることを証明する文章を提出する必要があるとした。第2に犬の存在が障害の症状を緩和することを証明する、医師からの文章の提出する必要があるとした¹²⁶⁾。しかし、原告はそれらを証明できていないとした。

同様に、個別に訓練され、タスクを実行できることを医師または訓練学校の文章などで証明しなければサービスアニマルとみなすことができないと判断している判決として *Prindable v. Ass'n of Apartment Owners* 2987 Kalakaua 事件¹²⁷⁾がある。原告は、マンションの所有者（争い有り）であり、マンションの「ペット禁止ルール」に反して、ストレスや睡眠障害に対応するなどの「個人の身の安全 (personal safety)」のためにイングリッシュブルドッグ (Einstein) を飼っており、マンションの管理委員会にその旨を伝えた。管理委員会が、犬をマンション内で飼うために条件を課したところ、原告は、FHA に違反するとして提訴した。連邦地方裁判所ハワイ州支部は、原告がうつ病などに罹患しており、犬といることでその症状を緩和することから同伴を認めるという合理的配慮には理由があるものの、FHA は、すべてのペットをサービスアニマルとして認めるわけではないとした。そして、Einstein がサービスアニマルとみなされるためには、「個別に訓練され、タスクを実行できる」ことによって判断する必要があるとした。その証明の方法として、原告が Einstein を「個別に訓練した」という証言では十分ではなく、獣医師からの証言や登録されている訓練学校からの証明書による必要があるとした。上記二つの判決は、FHA のアシスタンスアニマルを ADA と同様の基準で判断し、またその証明方法として医師または訓

124) *Ibid.* at 798.

125) *Ibid.* at 798.

126) *Ibid.* at 799–800.

127) *Supra* note 58.

練機関の証明を求めている点に特徴がある。

ワシントン州におけるサービスアニマルと賃貸借をめぐる事件として、*Timberlane Mobile Home Park v. The Human Rights Comm'n* 事件¹²⁸⁾がある。本事案は、原告が有するトレーラーハウスに住んでいた訴外 A が、ポメラニアン (Spicey) を飼い始めたところ、賃貸借契約でペット禁止の物件になっていたため、サービスアニマルとして同居を求めたというものである¹²⁹⁾。訴外 A は、週に 3 回ほど偏頭痛の発作を起こし、その際には誰かが対応することが必要であったところ、発作が起きた時、Spicey が、訴外 B や他の人に向かって走ったり、ジャンプをしたり、吠えたり、ドアをひっかいたりしてそれを知らせたと主張している。訴外 A が、サービスアニマルの同居を認めないことが法律違反であるとしてワシントン州人権委員会に申立てを提起し、行政法官 (administrative law judge, 以下 ALJ) が差別であるとの審決をしたため、物件の管理者である原告が裁判所に提訴した。ワシントン州控訴院裁判所は、訓練を受けていなくても実際に発作を知らせる傾向があるとしてサービスアニマルと認めた ALJ の審決に対し、Spicey が発作を知らせるための訓練を個別に受けておらず、また興奮しがち (freak out) で訓練することも困難であったとして、サービスアニマルではないと判断した。本判決では、サービスアニマルとしての機能を担っていた可能性があっても、それに疑いがある場合には、訓練を受けていたかどうかを重視して、サービスアニマルであるか否かを判断するという手法を採用している。

Green 事件判決を除く上記の裁判例において特徴的なことは、第 1 に、FHA 上のアシスタンスアニマルを、ADA のサービスアニマルに準ずるものと理解し、「タスクの実行」と「個別訓練」の要件についてその両方、または一方、を充足していることを求めていることである。第 2 に、「個別訓練」に関しては、個別に訓練されていることを示すなんらかの書面でそれを証明することを求めていることである。第 3 に、「タスクの実行」に関し、アシスタンスアニマルと同居する

128) *Timberlane Mobile Home Park v. The Human Rights Comm'n*, 122 Wash. App. 896, 95 P. 3d 1288 (2004).

129) この物件については、訴外 A の内縁の夫 (訴外 B) がその子どもと住むために借りたものであり、その後飼い主である訴外 A が引っ越してきたという経緯がある。原告は、訴外 A の同居自体が契約違反であること、また訴外 A が居住のための経済的要件を満たしておらず、入居を認められないことを主張していた。

ことと症状の改善がみられることとの関連性を示すことについて医師など専門家の証言を求めていることである。また、Nason v. Stone Hill Reality Association 事件判決などではそれが不可欠の方法であることを求めている。

(c) 緩和期

上記のような混乱があったものの、近時「障害の症状を緩和させる」ことができればアシスタンスアニマルとして認める裁判例が主流となっている。大きな理由としては、2013年に新たなガイダンスが提示され、FHAのアシスタンスアニマルは、ADAのサーブアニマルとは異なることが明言されたことがある。

個別の訓練ではなく、犬が障害者の病状により影響を与えていることをもってアシスタンスアニマルとして合理的配慮を認めるべきであるとした裁判例として、Bhogaita v. Altamonte Heights Condominium Ass'n Inc. 事件¹³⁰⁾がある。第11巡回控訴裁判所は、当該犬を飼うことが原告の障害の程度を緩和することによって生活の質 (quality of life) を積極的に向上させることが証明されることを立証すれば合理的配慮として認められるとした。被告は犬が「個別に訓練されている」ことの立証を求めたが、裁判所は病状を緩和する効果が認められればアシスタンスアニマルとみなすことができるとした。緩和の効果の証明については、Kaneが原告の障害を支援していること、原告の病状を緩和していること、犬がない場合に社会的交流に対する影響が大きく、どの職務も遂行できなくなることを書いた原告の主治医の手紙で十分であるとした¹³¹⁾。また、Castillo Condominium Association v. United States Dep't of HUD 事件¹³²⁾は、うつ病などに罹患し、そのために犬を同居させていたところ、管理団体から警告を受け、所有していたコンドミニアムを売らざるをえなくなったという事案である。第1巡回控訴裁判所は、原告が障害の症状を有していること、当該犬がその症状を緩和させるとする医師の証言により、犬を排除するように命じた管理委員会の対応を差別であるとした。

130) Supra note 108.

131) Ibid. at 1284.

132) Castillo Condominium Association v. United States Dep't of HUD, 821 F. 3d. 92 (1st Cir. 2016).

上述の *Hollandale Apartment & Health Club, LLC, v. Bonesteel* 事件¹³³⁾においても緩和説が採用されている。要請された合理的配慮（犬との同居）が物件の使用および享受に関し平等な機会を与えるために必要か否かについて、特に2013年のFHAのガイダンスを受けて、「合理的配慮が、障害者が非障害者と同様に住居を利用、享受できるようにするために、障害の効果を緩和することを証明するとき、必要性が立証される」とした。そして、犬が被告の孤独や寂しさをやわらげ、散歩などによって定期的に運動の機会を与え、社会的な交流の機会を与えるというセラピストの証言により、「犬を有することが、彼の障害の効果を緩和することによって生活の質を肯定的に高めることについて十分な証拠を提示し、FHAおよびニューヨーク州人権法の意味において必要性を証明している¹³⁴⁾」と判断した。

かつては「個別の訓練」と「タスクの実行」という2つの要件を満たすことが求められたが、症状を緩和できれば、特殊な「タスクの実行」やそれをおこなうための「個別の訓練」の証明は必要がなく、症状の緩和の実態や可能性についても医師などの専門家の証明で足りるとされている。

(v) FHAにおけるペット費用の徴収

上述のように、FHAは、アシスタンスアニマルに対し特別なペット費用を徴収することを禁止している。しかし、訓練を受けている犬に対してペット費用を徴収しないが、訓練を受けていない犬に対し徴収することは可能であろうか？この問題について検討したのが、*Fair Housing of Dakotas, Inc. v. Goldmark Property Management, Inc.* 事件¹³⁵⁾である。被告が有する賃貸物件には、ペットフレンドリーなものとペット禁止のものがあり、どちらの物件でも、個別に訓練された補助犬については徴収しないものの、訓練を受けていないESAについては、ペットがいることによって発生する物件の修繕に対する費用としてペット費用を徴収していた。このような取り扱いが差別的であるとして、ペット費用を

133) *Supra* note 101.

134) *Ibid.* at 6.

135) *Fair Housing of Dakotas, Inc. v. Goldmark Property Management, Inc.*, 78 F. Supp. 2d 1028 (D.N.D. 2011).

徴収された原告らが自らおよびその他の障害者のために訴訟を提起した。連邦地方裁判所ノースダコタ州南東支部は、DOJ が述べているように ADA のサービスアニマルと FHA のアシスタンスアニマルを混同すべきではなく¹³⁶⁾、さらに Bronk 事件判決を引用して、「障害の効果を緩和させる」のであればアシスタンスアニマルであるとした。被告は犬を飼うこと自体は認めているので、合理的配慮の内容はペット費用を免除することとなるとした。そして、ペット費用が必要であるというためには、被告は、ペット費用の徴収をしないことによって発生する修繕費の負担が過度な金銭的負担となることを証明しなければならないが、それをおこなっていないとした¹³⁷⁾。また、DOJ と HUD は、FHA の規則において合理的配慮に対して特別な費用の徴収を禁止しており、この点からも認められないとした¹³⁸⁾。

(vi) アシスタンスアニマルの同居（合理的配慮）の「事実上の拒否」

原告は、同伴拒否を差別であると主張する場合、被告である貸主が要請された合理的配慮を拒否したことを立証しなければならない。合理的配慮を講ずる義務は、障害を有する個人が配慮を必要と感じたという事実のみによって発生するわけではなく、その要請が否定されたときに生ずる。したがって、合理的配慮の要請が拒否されるまでは、FHA 上の差別は存在しないこととなる。この拒否は、明確な拒否にかぎられず、事実上の拒否であってもかまわない。事実上の拒否とは、貸主が適正な審査に必要以上に時間をかけることによって、合理的配慮を実質的に講じないことをいう。貸主は、借主によって要請された配慮が必要か否かを判断するために「適正な審査 (a meaningful review of the requested accommodation)」の機会が与えられ、それには一定の期間を要するが、審査期間がどの程度であれば事実上の拒否とみなされるかという問題となる。

上述の Prindale 事件で裁判所は、犬の同居が必要であることの医師の文章が提出されるまで被告には適正な審査をおこなう機会があったといえず、また原告が最初に合理的配慮の要請をおこなってから 2 か月未満の期間は「漫然とした

136) Ibid. at 1035-1036.

137) Ibid. at 1039.

138) Ibid. at 1040.

遅れ (indeterminate delay)」とはいえないと判断している。

上述の Bhogaita 事件は、原告がアシスタンスアニマルの同伴という合理的配慮を求めたのに対し、被告管理委員会が、原告および医師に対し合理的配慮に直接関係のない質問を繰り返すことによって6か月間以上にわたって結論を出さなかったという事案である。原告は、2010年5月7日に、犬が原告の症状を緩和することを伝える医師の文章を提出したが、管理委員会は、7月に合理的配慮に関する質問をおこない、原告は医師の文章を添えて返答した。8月17日に管理委員会は、原告に関するさらなる情報を求めたが、原告はそれに対応しなかった。管理委員会は、11月3日になって、医師に対してさらに詳しい情報を求め、12月6日までに返信がない場合には、管理委員会の正式な要請として12月10日までに Kane を退去させるか、仲裁に付すと伝えてきた。第11巡回控訴裁判所は、賃貸人が合理的配慮の要請のすべてにただちに反応することが求められているわけではなく、結論を出すまでに一定の時間が必要であるとしつつも、「適正な審査の後一定期間内に結論を下さないことは、要請された合理的配慮の事実上の拒否 (constructive denial) となる」という一般論を示した¹³⁹⁾。これを前提に、6か月が経過しているにもかかわらず結論を提示できなかったのは、適正な審査の過程であることを理由としていたかについて検討した。医師が8月17日以前に提出した文章に合理的配慮の必要性を判断するための情報が書かれており、8月17日の管理委員会の質問はそれを繰り返すものであり、すでに判断に必要な情報を有していたとした。また、被告の質問に対し原告が返答しなかったことが管理委員会の判断の遅れにつながったとはいえないと判断した。したがって、このような対応は合理的配慮の事実上の拒否を構成するとした。

合理的配慮の要請に対する貸主（実際には貸主の弁護士）の対応により、必要以上に時間がかかったことが問題となった事案として、LaRosa v. River Quarry Apartment, LLC. 事件¹⁴⁰⁾がある。原告は、被告が有するアパートの賃借に応募したときに、ペット費用を支払うことなく、犬を飼うことを看護師の文章（後に医師による手紙）を添えて合理的配慮として求めた。被告は、原告に物件を貸す

139) *Supra* note 108 at 1283.

140) LaRosa v. River Quarry Apartment, LLC., 2019 WL 3538951 (D. Idaho Aug. 3, 2019).

ことを認めたものの、ペット費用の支払いに関しては決定するまでもうすこし時間がほしい旨を伝えた。被告は、その間に弁護士を通じて医師に連絡を取り、原告の症状を和らげるために犬が必要かについて確認し、原告に医師が障害と犬の必要性の関連性について証明できないため、合理的配慮を拒否すると伝えた。その後、弁護士が医師の説明を誤解していたことが判明し、申請してから45日後に合理的配慮が認められることになったが、原告は、被告の対応が合理的配慮を事実上拒否するものであったとして提訴した。争点としては、第1に、Bhogaita 事件判決に従い、調査に要した45日が合理的な期間を越え、合理的配慮の事実上の拒否に該当するか否か、第2に弁護士が医師の言説を取り違えて、合理的配慮を認めないとしたことが、FHA上の「付与され、保護される権利の行使または享受において何人も強制、威圧、脅しまたは干渉することは違法とすべきである」という条項¹⁴¹⁾に違反するか否かであった。第1の争点について、裁判所は、貸主は合理的配慮をただちに認める必要はなく、また合理的配慮をめぐる調査において必要な情報を収集するには時間がかかるため、それに要した45日間は「非合理的な遅延とはいえない」と判断した。しかし、第2に、被告の対応について、被告の弁護士が、調査過程で医師の意図を誤解したことから原告に合理的配慮を受ける資格がないと伝え、結果として原告の権利の行使を妨げたことは、FHA上の「干渉」に該当し、違法であると判断した。

(vii) 公共スペースにおけるサービスアニマルの同伴拒否

購入した物件に付随するクラブハウスへ介助犬の同伴を拒否され、またさまざまないやがらせをうけたとして提訴した事案として、Sanzaro v. Ardiente Homemakers Assocoation, LLC 事件¹⁴²⁾がある。本件は、普段歩行器を利用していた原告が、購入した物件のクラブハウスにチワワ (Angel) を連れて入ろうとしたところ、クラブハウスへのペットの同伴を禁止していたことを理由として、物件の管理委員会から利用を拒否された。2009年の出来事が仲裁に付され、原告の要求には理由がないとして、罰金などの支払いを命じられた。仲裁後も

141) 42 U.S.C. § 3617.

142) Sanzaro v. Ardiente Homemakers Association, LLC, (2019 WL 1049380 (D. Nev. Mar. 5, 2019)).

2010年、2011年にも同様の問題が発生した。また、この問題を管理委員会がその他の住民に知らせたことで、原告には非難が殺到し、また嫌がらせを受けた。原告は、クラブハウスが「公に供される民間サービスの場所 (a place of public accommodation)」であり、同伴拒否がADAに違反するという申立て、そして同伴拒否が合理的配慮の拒否に該当し、FHAに違反するという申立て、さらにネバダ州法に基づく損害賠償の請求をおこなった。ネバダ州連邦地方裁判所は、クラブハウスを含めた施設の内部は私的な空間であり、ADAではなく、FHAの適用の対象となるとした¹⁴³⁾。そして、クラブハウスが住民の共有スペースであること、原告は物件だけでなく、それに付随する共有スペースであるクラブハウスも購入していることになること、またクラブハウスを利用しないで、物件に入場すること、またそのコミュニティにアクセスすることが困難な構造となっており、物件の利用にクラブハウスの利用が不可欠であることから、クラブハウスの利用が原告の物件の完全な享受およびアクセスのために必要であるとした¹⁴⁴⁾。そして、歩行が困難であるという原告の障害と Angel がおこなう支援との間に関連性があるとして、クラブハウスへの同伴拒否をFHA違反であるとした。また、嫌がらせなどに対する慰謝料として350,000ドルおよび懲罰的損害賠償として285,000ドルその他を命じた。

(viii) FHAのサービスアニマルにおける犬種の制限

FHA上アシスタンスアニマルに犬種の制限はないが、どう猛といわれるピットブルテリアの雑種が適正なアシスタンスアニマルか否かが争われた事件がある。Sanzaro v. Ardiente Homemakers Assocoation, LLC事件は、貸主がペット禁止の物件でアシスタンスアニマルを飼うことを合理的配慮として認めたものの、「安全かつおとなしい」犬種に限定したため、ピットブルテリアの血の入った雑種を合理的配慮として認めなかったという事案である。裁判所は、ピットブルテリア一般そして当該犬に関する専門家の証言に基づき、「『安全かつおとなしい血統の犬を』という貸主の申し出は、連邦法および州法の下で合理的な配慮となる」と判断した¹⁴⁵⁾。ただし、この判決は、犬が他者の健康や安全に直接的な脅

143) Ibid. at 9-10.

144) Ibid. at 12.

威となるか否かを判断する上で、犬種や血統を一般化すべきではなく、個別に判断すべきとしたものと解されている¹⁴⁶⁾。

同種の事案として、ピットブルテリアの雑種と同居することを求めた *Zatopa v. Lowe* 事件がある¹⁴⁷⁾。精神疾患に罹患した息子のために、医師の勧めに応じて、ピットブルテリアの血の入った雑種 (Chato) を賃貸物件で飼っていたところ、貸主が危険だとして何度も排除しようとし、その後契約更新時に家賃を月 550 ドルから 780 ドルに値上げした。原告はそれを差別として提訴した。連邦地方裁判所エルパソ支部は、HUD のルールとして、家主は、「問題となっている特別な動物が、他の合理的配慮によって軽減または排除できない他者への健康または安全に対する直接的な脅威となる場合に」要求される合理的排除を拒否できる¹⁴⁸⁾としているとしつつ、Chato が直接的な脅威となっているかについて検討した。そして、Chato に「どう猛な兆候はない」という獣医師の証言、「どう猛さ、恐れ、社会性がないことを示すことのないおとなしい犬である」という犬の訓練士の証言から、「直接的な脅威」とはならず、Chato を飼うことは合理的な配慮となると判断した。

一方、市の条例が一定の犬種を飼うことを禁止したことによって自宅で飼っていた犬を手放さざるをえなくなったことが FHA に違反すると提訴した事案がある¹⁴⁹⁾。被告市は、2016 年に、アメリカンスタッフフォードシャーテリア (ピットブル)、ロットワイラーやそれらの混血種を「危険な犬」として飼うことを禁止する条例 (そのような犬種を飼っている場合には、2017 年 1 月 1 日までに登録をすればそれ以降も飼うことを認めるとしていた) を制定した。原告は、2015 年からピットブルの Chewy を飼っていたが、期日までに登録を済ませていなかったところ、担当者から処分するように求められた。それに対し、原告は、Chewy が、原告の精神的な不安定さ (脳の外科手術により左半身の麻痺に起因

145) *Zatopa v. Lowe*, No. C 02-02543 (N.D. Cal. Aug. 7, 2002).

146) Thomas R. Cross at al, *supra* note 37 at 3 (written by Thomas R. Cross), <http://publications.iowa.gov/20679/1/LegalArticleServiceAnimals.pdf#search=%27Zatopa+v.+Lowe%27>.

147) *Chavez v. Aber*, (122 F. Supp. 3d. 581 (W.D. Tex. 2015)).

148) Dep't of HUD, FHE-2310-01.

149) *Wilkinson v. City of Arapahoe*, 926 N.W.2d. 441 (Neb., 2019).

するもの)を和らげてくれるアシスタンスアニマル(州地方裁判所では、a service animal または a service dog という用語を用いている)である(外科助手による文章を添付)として、飼う権利の確認と条例の適用差し止めを求めて提訴した。地方裁判所が原告の請求を容認したことに對し、被告が控訴した。ネブラスカ州最高裁は、Chewy を飼うことを認める合理的配慮は被告市の条例の性質を根本的に変更するものではなく¹⁵⁰⁾、また Chewy が危険な犬で、他人に直接的な脅威を与えた記録もないとした¹⁵¹⁾。しかし、合理的配慮が必要か否かについて、原告が飼っている別の犬よりも、Chewy が原告の症状を和らげてくれることが証明されていないとして、原審に差戻した¹⁵²⁾。

8. おわりに

アメリカでは補助犬などの動物に対する差別が存在するものの、補助犬に対する対応や状況は、以前に比べて大きく変化している。介助犬利用者の A 氏によれば、映画館や野球場では、障害者や補助犬が利用できるスペースが確保されており、快適にサービスを受けることができるという。また、子どもに対して補助犬などの動物に関する教育がなされているが、その成果は絶大で、障害者や補助犬に対しても支援をしたり、寛容な態度をとってくれるという¹⁵³⁾。また、盲導犬利用者の B 氏によれば、以前は Uber や Lyft などのプラットフォーム型配車サービスは、かつては補助犬への理解がなかったが、最近では補助犬フレンドリーになり、サービスが向上しているという¹⁵⁴⁾。加えて、会員制ホールセールチェーンの Costco などでは補助犬の入店をめぐっての事件をきっかけに補助犬などの動物に関するルールを作成し、マニュアル化している。補助犬への対応の発展は、補助犬などの動物の利用者やその支援者の努力に加えて、補助犬に対する差別禁止法制およびその解釈が実情に合わせて変更されてきたこと、そのようなル

150) Ibid. at 449-450.

151) Ibid. at 450.

152) Ibid. at 451-452.

153) Ms. A, supra note 1.

154) Ms. B, supra note 3.

ールが浸透してきたことによると考えられる。

アメリカでは、ペット禁止ルールそのものを差別とするのではなく、そのようなルールの正当性を認めつつ、補助犬などの動物が、障害者を支援する上で適格性を有する場合に、例外的に、つまり合理的配慮として、同伴などを認めることが制度化されている。同伴を求める補助犬の適格性をめぐって、ADAでは「個別の訓練」と「タスクの実行」という2つの要件によって判断されることとなっている。裁判所はどのような証拠がこの要件を満たすかを問題としているが、訓練機関などからの証明がなくとも、実際にタスクを実行できれば適格性を満たすと判断した。また、2008年のADAの改正では、店舗などは適格性を示す証明をユーザーである障害者に求めてはならないとしている。また、ESA詐欺の頻発に対して、ESAをサービスアニマルから除外している。一方、FHAでは、かつてADAと同様の基準により適格性が判断されていたが、障害者のニーズを反映し、2013年のガイダンスの変更により、障害の症状を緩和させることを医師などによって証明されれば適格性を満たすこととした。

補助犬の「認定」制度に基づき証明証を交付する日本のような方法は、ESA詐欺のようなトラブルを生み出す可能性が少ない点で、アメリカの補助犬の適格性要件より優れているという評価が可能であるかもしれない。また、日本の補助犬は、訓練事業者により訓練され、指定機関によって「認定」を受けており、総じてみれば質が高いともいえる。しかし、「認定」制度を規定する身体障害者補助犬法は、盲導犬、聴導犬、介助犬に証明証を交付するものであり、三種の補助犬のみに対する同伴拒否を差別とするものである。血糖値探知犬、てんかん発作察知犬、心理支援犬(PSA)などは法の対象外であり、また犬以外の動物も認めていない。いいかえると、日本では限られたタスクをおこなう、能力の高い犬だけを、「認定」を通じて、差別禁止の対象としている。このような補助犬の適格性要件は、社会保障制度に基づく給付(たとえば補助犬を補装具とする場合)の適用基準であるとすれば妥当であるかもしれない。しかし、補助犬がおこなうタスク種類によって適用の可否を決定する法制度は、障害者に対する差別禁止という目的からすれば、障害事由ごとで障害者間に取扱いの違いを認めるものとして、適切さを欠くといえよう¹⁵⁵⁾。一方、アメリカの適格性要件の下では、補助犬の質についてみると玉石混濁であるが、タスクの違いによって異なった取扱いを認

めるものではなく、法の目的に対してより適切な対象を設定していると考えられる。

(付記)

本研究は、2019年度厚生労働科学研究費補助金研究「身体障害者補助犬の質の確保と受け入れを促進するための研究（課題番号：19GC2001）（研究代表者：国立障害者リハビリテーションセンター総長飛松好子）」による研究成果の一部である。

155) 中川、前掲5、52頁。